

令和8年度 第1回 淡路島地域公共交通活性化協議会

日時：令和8年6月24日（水）14:00～

場所：福良市民交流センター

3階講堂

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

（1）令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会の活動、施策の進捗報告について 報告

（2）令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会決算（案） 協議1

令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会決算 監査報告

（3）令和8年度淡路島地域公共交通活性化協議会予算（案）について 協議2

令和8年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール（案）について

（4）令和9年度幹線系統補助・フィーダー系統補助の計画認定申請（案）について 協議3

4. その他

【配付資料】

協議会名簿、配席図、協議会規約

報 告：令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会の活動、計画の経過報告について

協議1：令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会決算（案）

令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会会計監査報告

協議2：令和8年度淡路島地域公共交通活性化協議会予算（案）

令和8年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール（案）について

協議3：令和9年度幹線系統補助・フィーダー補助の計画認定申請（案）について
淡路島地域公共交通計画（概要版）

令和8年度淡路島地域公共交通活性化協議会名簿

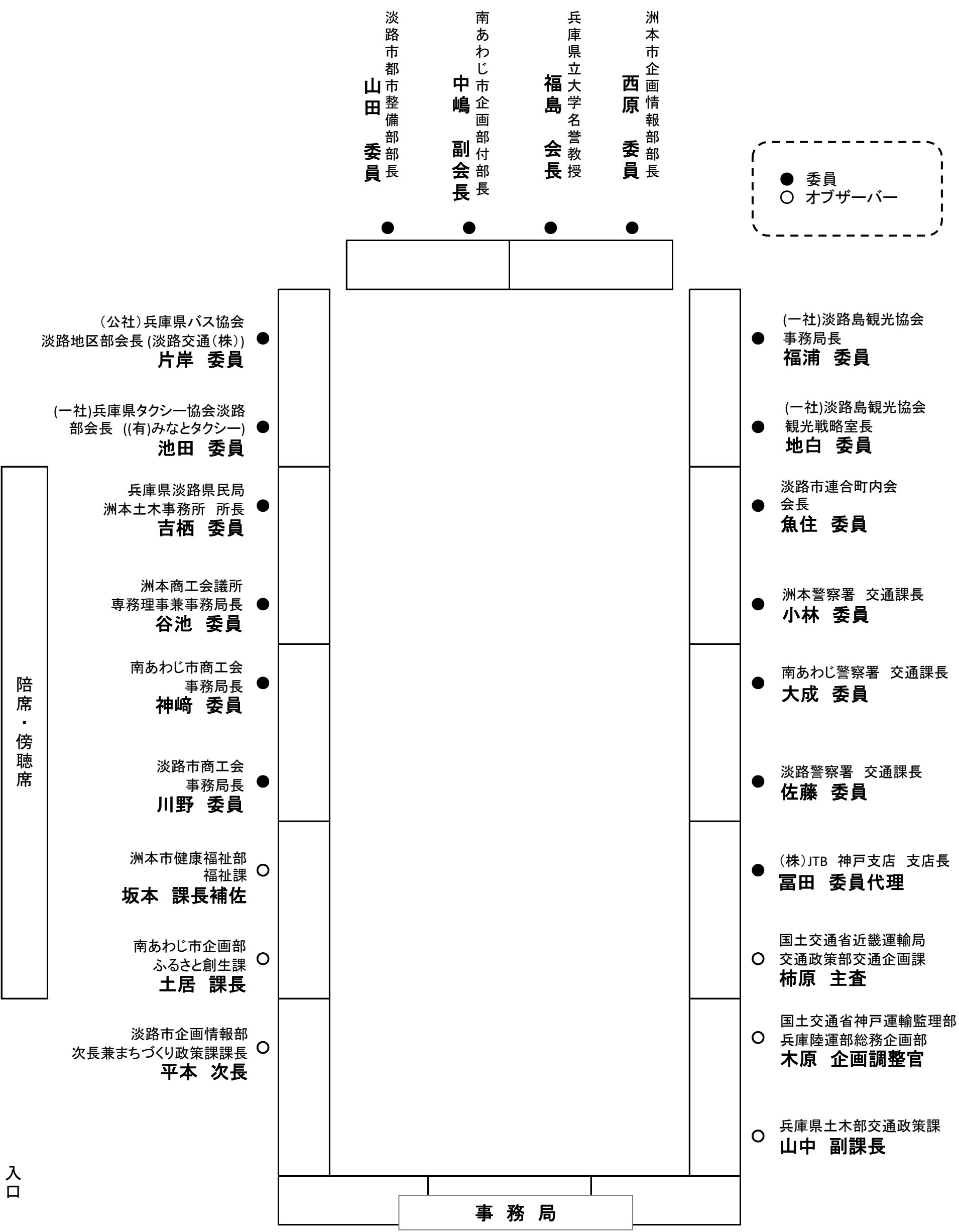
【委員】

	区分	職名	氏名	備考	出欠
1	計画作成市	洲本市企画情報部長	西原 健二	監事	○
2		南あわじ市企画部付部長	中嶋 宏昭	副会長	○
3		淡路市都市整備部 部長	山田 勝也	監事	○
4	公共交通事業者	(公社)兵庫県バス協会 専務理事	新屋敷 昭一		×
5		(公社)兵庫県バス協会 淡路地区部会長 (淡路交通(株)取締役バス事業部長)	片岸 章文		○
6		舞子高速バスストップ協議会 (神姫バス(株) バス事業部計画課 課長)	前田 啓介		×
7		(一社)兵庫県タクシー協会 淡路部会長 ((有)みなとタクシー)	池田 昌宏		○
8		(株)淡路ジェノバライン 安全総括管理者取締役	清水 紀晶		×
9		沼島汽船(株) 代表取締役	山内 克則		×
10	道路管理者 港湾管理者	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所 所長	吉栖 雅人		○
11	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所洲本維持出張所 所長	由井 大二郎		×
12	商工団体	洲本商工会議所 専務理事兼事務局長	谷池 淳司		○
13		五色町商工会 事務局長	仲井 英樹		×
14		南あわじ市商工会 事務局長	神崎 恭司		○
15		淡路市商工会 事務局長	川野 正統		○
16	観光団体	(一社)淡路島観光協会 事務局長	福浦 泰穂		○
17		(一社)淡路島観光協会 観光戦略室長	地白 雅則		○
18	住民代表	洲本市連合町内会 会長	成瀬 健太郎		×
19		南あわじ市連合自治会 理事	秦 茂		×
20		淡路市連合町内会 会長	魚住 幸市		○
21	公安委員会	洲本警察署 交通課長	小林 宏道		○
22		南あわじ警察署 交通課長	大成 昌宏		○
23		淡路警察署 交通課長	佐藤 和義		○
24	学識経験者	兵庫県立大学 名誉教授	福島 徹	会長	○
25	観光有識者	(株)JTB 神戸支店 支店長	草刈 徹	代理出席 事業推進担 当部長 富田 伸一	○
26		近畿日本ツーリスト(株) 公務・地域共創事業部 課長	松岡 一隆		×

【オブザーバー】

	職名	氏名	備考	出欠
1	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課 課長	大塚 保洋	代理出席 主査 柿原 和志	○
2	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部総務企画部 企画調整官	木原 健太		○
3	兵庫県土木部交通政策課 課長	福永 悦男	代理出席 副課長 山中 清正	○
4	洲本市健康福祉部福祉課 課長	吉川 小織	代理出席 課長補佐 坂本 拓也	○
5	南あわじ市企画部ふるさと創生課 課長	土居 正典		○
6	淡路市企画情報部 次長兼まちづくり政策課課長	平本 雅稔		○

令和7年度 第1回 淡路島地域公共交通活性化協議会 配席図



淡路島地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、淡路島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、副会長の属する市に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 地域公共交通網形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通網形成計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項の協議に関すること。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 計画作成市関係部長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 港湾管理者又はその指名する者
- (5) 商工・観光団体の長又はその指名する者
- (6) 市民又は利用者を代表する者
- (7) 公安委員会の長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長1人

(3) 監事2人

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長及び監事は、計画作成市の委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理人をもって議決権を行使することができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。

(1) 洲本市情報公開条例（平成18年条例第17号）第7条及び第8条、南あわじ市情報公開条例（平成17年条例第18号）第7条並びに淡路市情報公開条例（平成17年条例第15号）第7条に規定する不開示情報が含まれる場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認

められる場合

6 会議の案件について、会長が急を要する事案又は軽微な事案と判断したものについては、書面にて協議することができる。

7 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(傍聴)

第8条 傍聴を希望する者は、前条第5項の規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第9条 委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、副会長の属する市の交通政策担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成29年3月27日から施行する。なお、第5条第1項に示す委員の任期は、淡路島地域公共交通活性化協議会の委員として委嘱された年度を除く、2年とする。

令和 7 年度淡路島地域公共交通活性化協議会の活動、施策の進捗報告について

1. 活動状況

①淡路島地域公共交通活性化協議会

	日時	協議内容
第 1 回	令和 7 年 6 月 25 日	・ 令和 6 年度淡路島地域公共交通網形成計画の施策報告 ・ 令和 6 年度協議会決算(案) ・ 令和 6 年度協議会決算会計監査報告 ・ 令和 7 年度協議会予算(案) ・ 令和 7 年度協議会スケジュール(案) ・ 令和 8 年度幹線系統補助・フィーダー系統補助の計画認定申請(案) ・ 協議会における事前の「包括的な合意」(案)
第 2 回	令和 8 年 1 月 27 日	・ 令和 7 年度淡路島地域公共交通網形成計画の施策進捗報告 ・ 令和 7 年度幹線系統補助・フィーダー系統補助の事業評価(案) ・ 令和 8 年度フィーダー系統補助計画認定申請の変更(案) ・ 淡路島地域公共交通計画の変更(案)

②淡路島地域公共交通活性化協議会 担当者会議

	日時	協議内容
第 1 回	令和 7 年 4 月 9 日	(福島会長、3 市、県) ・ 洲本市) 自動運転の実証運行について ・ 鮎原線の再編について ・ 施策について (淡路島 MaaS、JR 舞子駅への新快速停車要望)
第 2 回	令和 7 年 5 月 2 日	(福島会長、3 市、県) ・ 令和 7 年度第 1 回協議会の開催について ・ 施策について (ひょうご新 IC サービス、ナンバリング)
第 3 回	令和 7 年 6 月 6 日	(福島会長、3 市、県) ・ 令和 7 年度第 1 回協議会について ・ 施策について (淡路島 MaaS、ナンバリング、buSmo 多言語化)
第 4 回	令和 7 年 7 月 4 日	(福島会長、3 市、県、(株)ズッキュン) ・ 施策について (buSmo 多言語化・地図検索機能、ナンバリング、JR 西日本との面談)
第 5 回	令和 7 年 8 月 1 日	(福島会長、3 市、県) ・ 施策について (ナンバリング、超小型モビリティ認定制度)
第 6 回	令和 7 年 9 月 5 日	(福島会長、3 市、県、(株)パブリックテクノロジーズ) ・ 施策について (淡路島 MaaS、ナンバリング) ・ 持続可能な交通のあり方について (パブリックテクノロジーズ)
第 7 回	令和 7 年 10 月 3 日	(福島会長、3 市、県) ・ 施策について (淡路島 MaaS、ナンバリング、ひょうご新 IC サービス、交通計画の更新について)

第 8 回	令和 7 年 11 月 14 日	(福島会長、3 市、県) ・ 施策について (ナンバリング) ・ 淡路島地域公共交通実態調査について
第 9 回	令和 7 年 12 月 5 日	(福島会長、3 市、県、(株)ユニ・トランド) ・ 令和 7 年度第 2 回協議会の開催について ・ 令和 7 年度幹線系統補助事業のヒアリングについて ・ 施策について (ナンバリング) ・ 淡路島地域公共交通実態調査について (ユニ・トランド)
第 10 回	令和 8 年 1 月 9 日	(福島会長、3 市、県) ・ 令和 7 年度第 2 回協議会について ・ 淡路島地域公共交通実態調査について ・ 施策について (淡路島 MaaS、ナンバリング)
第 11 回	令和 8 年 2 月 6 日	(福島会長、3 市、県) ・ 令和 8 年度地域振興事業について ・ 淡路島地域公共交通実態調査について
第 12 回	令和 8 年 3 月 6 日	(福島会長、3 市、県) ・ バス乗換検索アプリ busmo 改修内容等について ・ 淡路島 MaaS の取組予定について

③各市 地域公共交通会議

		日時	協議内容
淡路市	第 1 回淡路市地域公共交通会議	令和 7 年 6 月 24 日	・ 路線バス鮎原線の協議運賃について ・ 淡路市コミュニティバスの評価検証について ・ 岩屋地域コミュニティバスの運賃改正について ・ 山田地域デマンド交通の路線追加について 等
洲本市	第 1 回洲本市地域公共交通会議	令和 7 年 6 月 16 日	・ 本四海峡バス株式会社鮎原線 (JA 淡路日の出 五色支店前～しづかホール前) 改正について ・ 淡路交通縦貫線 (洲本 BC ～福良) の路線変更 について ・ 洲本市コミュニティバスの運行実績について
南あわじ市	第 1 回南あわじ市地域公共交通会議	令和 7 年 7 月 17 日	・ 淡路交通縦貫線のルート変更、一部バス停休止 について ・ らん・らんバスの利用状況について

2. 施策の進捗状況

別表のとおり

施策進捗状況管理表（目標値管理）

R8.5.31時点

指標			計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
目標1 取組を推進していくための体制づくり								
施策の方向性1-1 3市による統一的な推進体制の構築								
施策1-1-1 統一的な推進体制の構築とコミュニティバスの統合に向けた検討			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	検討	検討	検討		
淡路島地域内公共交通の総合調整のため、行政部門の企画・立案機能を統合				検討・協議	検討	検討		
コミュニティバスの市域間運行及び統合に向けた検討				－	検討	検討		
目標2 利便性の高い公共交通ネットワークの形成								
施策の方向性2-1 幹線、準幹線、支線等の路線の役割に応じたネットワークの形成								
施策2-1-1 運行水準の維持・向上とニーズ等に応じた見直し			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	実施	実施	実施		
淡路交通	縦貫線（洲本～津名港）	ルート変更（津名高校前経由）		実施	継続実施	継続実施		
	縦貫線（洲本～福良）	ルート変更（南あわじ市役所前付近 乗せ換え）		検討	R7.10.1実施	継続実施		
	都志線（洲本～アスパ五色）	増便、ダイヤ・ルート変更	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	都志線（洲本～奥の内）	増便、ダイヤ・ルート変更	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	鳥飼線（洲本～陸の港西淡）	増便、ダイヤ・ルート変更	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	鳥飼線（洲本～シーパ前）	増便、ダイヤ・ルート変更	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	長田線	増便、ダイヤ・ルート変更	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
本四海峡バス	鮎原線	ダイヤ・ルート変更		検討	R7.9.1実施	継続実施		
淡路市コミバス	反時計回り路線	早朝便の運行		実施	実施	継続実施		
洲本市コミバス	五色地域線	ダイヤ変更		－	－	R8.10.1実施		
	上灘・沼島線	ダイヤ・ルート変更		－	－	協議		
南あわじ市コミバス	全路線	再編（ダイヤ・ルート変更）		検討	R7.4.1実施	継続実施		
施策2-1-2 高速バスの地域内乗降の拡大			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	実施	実施	実施		
神姫バス、淡路交通	三ノ宮・福良線	陸の港西淡～福良	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	三ノ宮・西浦線	北淡IC～高田屋嘉兵衛公園	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
		※R8.4.1「淡路IC～高田屋嘉兵衛公園」間に拡大						
	三ノ宮・福良線	淡路IC～福良 ※一部便のみ		実施	継続実施	継続実施		
神姫バス、本四海峡バス	北淡路西海岸ライン	岩屋PT～北淡IC	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
西日本JRバス、本四海峡バス	三ノ宮・洲本線	ニジゲンノモリ～洲本IC		実施	継続実施	継続実施		
目標値1 路線バス・コミュニティバスの年間利用者数			（基準値:R5）					（目標値）
【各市・交通事業者資料】			635,458人	694,199人	761,791人			532,000人
目標値2 路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額			（基準値:R4）					（目標値）
【各市・交通事業者資料】			470.9円/人	471.4円/人	477.7円/人			470.9円/人

施策進捗状況管理表（目標値管理）

R8.5.31時点

指標			計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
施策の方向性2-2 市域を超えた移動環境の向上								
施策2-2-1 市域を超えた路線の見直し			[計画]	検討・調整		実施		
			[実績]	実施	実施	実施		
淡路交通	縦貫線（洲本～福良）	ルート変更による時間短縮等		検討	R7.10.1実施	継続実施		
本四海峡バス	鮎原線	ダイヤ・ルート変更		検討	R7.9.1実施	継続実施		
淡路市コミバス	岩屋洲本線			実施	継続実施	継続実施		
施策2-2-2 乗り継ぎ等利用しやすい手段の導入			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	検討	実施	実施		
淡路交通	縦貫線（洲本～津名港）	運賃低減		実施	継続実施	継続実施		
	縦貫線（洲本～福良）	運賃低減	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	由良線	運賃低減	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	都志線（洲本～アスパ五色）	運賃低減	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	都志線（洲本～奥の内）	運賃低減	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	鳥飼線（洲本～陸の港西淡）	運賃低減	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	鳥飼線（洲本～シーパ前）	運賃低減	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	長田線	運賃低減	R4.10.1実施	継続実施	継続実施	継続実施		
本四海峡バス	鮎原線	淡路市コミバスと共通乗車		検討	R7.9.1実施	継続実施		
淡路市コミバス		鮎原線と共通乗車		検討	R7.9.1実施	継続実施		
洲本市コミバス	五色地域線	回数券を淡路交通都志線と相互利用	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
南あわじ市コミバス	全路線	学生運賃見直し		検討	R7.4.1実施	継続実施		
	南北幹線	洲本市コミバス上灘・沼島線との乗継割引	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
路線バス＝コミュニティバス		乗継料金の検討			検討	検討		

施策進捗状況管理表（目標値管理）

R8.5.31時点

指標			計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
施策の方向性2-3 広域拠点、地域拠点の役割に応じた交通結節機能の充実								
施策2-3-1 淡路IC、洲本ICの地域拠点としての整備及び淡路島南PAの地域拠点化の検討			[計画]	検討・調整				
			[実績]	協議	協議	実施		
淡路IC	高速バスから自動車や施設送迎バスへの乗換機能向上			協議	協議	協議		
洲本IC	高速バスから路線バス、自動車による送迎、施設バスへの乗換機能向上			協議	協議	協議		
淡路島南PA	高速バス停留所の設置、他の移動手段との交通結節機能向上			協議	実施設計	協議		
施策2-3-2 拠点における交通結節機能の向上			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	検討・協議	検討・協議	検討・協議		
広域拠点	岩屋PT	PT整備		R7.2.1実施	検討	検討		
	津名港T	T整備		検討	検討	検討		
	洲本BC	カーシェアリング整備		実施	継続実施	継続実施		
	陸の港西淡	カーシェアリング整備		実施	継続実施	継続実施		
	福良	カーシェアリング整備		実施	継続実施	継続実施		
地域拠点	淡路IC			検討	検討	検討		
	東浦BT	BT整備		検討	検討	検討		
	北淡IC	停留所上屋修繕		検討	検討	検討		
	郡家			検討	検討	検討		
	淡路島中央SIC			検討	検討	検討		
	洲本IC			協議	協議	協議		
	商業施設パルティ			検討	検討	検討		
	商業施設シーパ			検討	検討	検討		
	淡路島南PA			協議	実施設計	協議		
	土生港			検討	検討	検討		
施策2-3-3 乗換案内・情報発信機能の統一			[計画]	検討・調整	実施			
			[実績]	検討	協議	一部実施		
各拠点	乗換案内、情報発信の方法や内容の統一			検討・協議	協議	一部実施		
施策2-3-4 乗り継ぎ時間の短縮			[計画]	ダイヤ改定にあわせて随時実施				
			[実績]	実施	実施	実施		
淡路市コミバス＝淡路ジェノバライン	乗り継ぎを考慮した運行ダイヤの調整			実施	継続実施	継続実施		
施策2-3-5 高速舞子バスストップの交通結節機能強化			[計画]	実施				
			[実績]	実施	実施	－		
乗換案内等情報発信、待合機能の充実		路面誘導サイン設置（JR舞子駅＝高速バス停）		実施	実施済	－		
		2Fエスカレーター入口サイン			実施済	－		
		4Fベンチ更新			実施済	－		

施策進捗状況管理表（目標値管理）

R8.5.31時点

指標			計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
目標3 日常の移動手段の充実（通勤・通学、買物、通院等）								
施策の方向性3-1 公共交通空白地における移動手段の確保								
施策3-1-1 公共交通空白地における地域内交通の導入			[計画]	継続実施				
			[実績]	継続実施	継続実施	継続実施		
淡路市	岩屋	バンバンバス	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	山田	ハピネス山田号（デマンドバス）	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	長沢	長沢ミニバス	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
洲本市	大野・鮎屋	あったか友愛バス	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	千草	チョイソコ洲本		実証運行	検討	検討		
南あわじ市	灘	NPOによる自家用有償運送	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
施策の方向性3-2 地域の状況に応じた移動手段の充実								
施策3-2-1 地域の需要に応じた移動手段の導入			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	検討・協議	検討・協議	検討・協議		
淡路市	デマンドバス	要望地区に説明・協議		協議	継続協議	継続協議		
洲本市				検討	検討	検討		
南あわじ市				検討	検討	検討		
施策3-2-2 福祉サービスとの連携（介護保険送迎、福祉有償、移動支援施策等）			[計画]	継続実施				
			[実績]	検討	検討	検討		
淡路市				検討	検討	検討		
洲本市				検討	検討	検討		
南あわじ市				検討	検討	検討		
目標値3 住まいの地域の公共交通が便利だと思う人の割合			（基準値：R4）	R6.6.3発表	R7.7.4発表			（目標値）
【「兵庫の豊かさ指標」県民意識調査】			12.0%	13.5%	12.0%			12.0%

施策進捗状況管理表（目標値管理）

R8.5.31時点

指標			計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
目標4 非日常の移動手段の充実（観光等）								
施策の方向性4-1 観光に対応した移動手段の充実								
施策4-1-1 二次交通の充実			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	実施	継続実施	継続実施		
淡路市	レンタカー	岩屋PT、東浦BT、夢舞台、野島、楠本	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	カーシェア	岩屋PT、東浦BT、夢舞台、郡家、津名港、北淡IC	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	レンタサイクル	岩屋PT、東浦BT、夢舞台	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
洲本市	レンタカー	市内5箇所	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	カーシェア	洲本BC、小路谷	－	実施	継続実施	継続実施		
	レンタサイクル	洲本BC、高田屋嘉兵衛公園	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	シェアサイクル	洲本BC（市街地周遊）			実施	継続実施		
	定額タクシー	拠点：洲本BC	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
南あわじ市	レンタカー	福良	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	カーシェア	陸の港西淡、福良、慶野、阿万吹上、阿那賀	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	レンタサイクル	陸の港西淡、福良	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	定額タクシー	拠点：陸の港西淡	－	実施	継続実施	継続実施		
目標値4 レンタカー、カーシェアが導入されている広域拠点数			（基準値：R5） 3箇所	5箇所	5箇所			（目標値） 5箇所
施策の方向性4-2 広域乗換拠点からの交通手段の充実								
施策4-2-1 空港等からの交通手段の充実			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	実施	実施	実施		
関西国際空港、伊丹空港、神戸空港、JR新神戸駅との交通手段の充実			実施	実施	実施	実施		
徳島空港からの新規バス路線の整備			実証運行	実証運行	実証運行	実証運行		
目標値5 空港や新幹線駅からのバス路線の設定状況			（基準値：R5） 6路線	6路線	6路線			（目標値） 7路線

施策進捗状況管理表（目標値管理）

R8.5.31時点

指標			計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
目標5 持続可能な公共交通の実現								
施策の方向性5-1 シームレスな移動サービスの提供、MaaSの推進								
施策5-1-1 総合的な公共交通情報の発信			[計画]	継続実施				
			[実績]	実施	実施	継続実施		
多様な情報媒体による情報発信	淡路市公式LINE			実施	継続実施	継続実施		
	洲本市公式LINE			実施	継続実施	継続実施		
	南あわじ市公式LINE			実施	継続実施	継続実施		
検索アプリ「buSmo（バスモ）」	多言語対応（英語）			実施	実施	継続実施		
	レンタカー、カーシェア、タクシー案内			実施	継続実施	継続実施		
	多言語対応（中国語（繁体、簡体）、韓国語）				R8.3実施	継続実施		
	地図検索機能				R8.3実施	継続実施		
GTFS-JP（静的データ）整備	高速バス、路線バス、コミバス、船舶		実施	継続実施	継続実施	継続実施		
GTFS-RT（動的データ）整備	淡路市コミバス			実施	継続実施	継続実施		
	洲本市コミバス、南あわじ市コミバス				実施	継続実施		
施策5-1-2 バスの統一的なナンバリング			[計画]	検討・調整	実施			
			[実績]	検討・調整	実施	実施		
ナンバリングの整備	淡路市コミバス			協議	実施	実施		
	洲本市コミバス			協議	協議	実施		
	南あわじ市コミバス			協議	協議	実施	統一的な系統ナンバリングは確定	
	路線バス			検討	協議	実施		
	高速バス			検討	協議	検討		

施策進捗状況管理表（目標値管理）

R8.5.31時点

指標			計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
施策5-1-3 キャッシュレス化の推進			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	実施	継続実施	継続実施		
高速バス	淡路交通	交通系ICカード	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	神姫バス	交通系ICカード	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	本四海峡バス	交通系ICカード	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	西日本JRバス	交通系ICカード	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	みなと観光バス	交通系ICカード、クレジットカード、電子マネー	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
路線バス	淡路交通	バスモリ	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
		PayPay	－	実施	継続実施	継続実施		
	本四海峡バス	バスモリ	－	－	実施	継続実施		
コミバス	淡路市コミバス	バスモリ	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
		PayPay	－	実施	継続実施	継続実施		
	洲本市コミバス	PayPay	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
		イオンペイ	－	実施	継続実施	継続実施		
	南あわじ市コミバス	PayPay	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
		イオンペイ	－	実施	継続実施	継続実施		
高速バス・路線バス・コミバス						実施		
施策5-1-4 周遊パスの充実や交通モードを超えた乗り継ぎ切符の導入			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	実施	継続実施	継続実施		
バス旅ひょうご（北淡路エリア）	高速バス（往復）、路線バス・淡路市コミバス（1日or2日）		実施	継続実施	継続実施	継続実施		
バス旅ひょうご（南淡路エリア）	高速バス（往復）、路線バス・洲本市コミバス・南あわじ市コミバス（1日or2日）		実施	継続実施	継続実施	継続実施		
明石海峡・島たびパス	高速バス（片道）、高速船（片道）、淡路市コミバス（1日）		－	実施	継続実施	継続実施		
花・食巡り切符	高速船（往復）、淡路市コミバス（1日or2日）		実施	継続実施	継続実施	継続実施		
淡路交通路線バス・深日洲本ライナー共通券	高速船（往復）、路線バス（1日）		実施	継続実施	継続実施	継続実施		
オニオンバスフリー券	徳島空港線・路線バス・南あわじ市コミバス（1日or2日）		実施	継続実施	廃止	廃止		

施策進捗状況管理表（目標値管理）

R8.5.31時点

指標			計画時点	R6	R7	R8	R9	R10
施策の方向性5-2 多様な主体の連携による利用を促す取り組みと移動サービスの確保								
施策5-2-1 公共交通の利用機会の創出			[計画]	継続実施				
			[実績]	実施	実施	実施		
運賃無料（割引）サービス	淡路市	コミバス運賃無料デー、乗継サービス		実施	継続実施	継続実施		
	淡交、洲本市、南あわじ市	運賃割引（こどもの日、敬老の日、年末年始）		実施	継続実施	継続実施		
	淡交、3市	路線バス運賃40%OFF、上限500円		実施	継続実施	継続実施		
イベント	淡路交通	淡路交通バスまつり（津名車庫）		実施 5/18	－	－		
		バスの乗り方教室（島内各小学校）		実施 7/28	継続実施	継続実施		
	淡路市	はたらくるま大集合 in ONOKORO		実施 5/26	継続実施	継続実施		
	南あわじ市	あんぜん・あんしんフェア（市地区公民館）		実施 2/1	－	未定		
高齢者への働きかけ	淡路交通	路線バス_50%OFF		実施	継続実施	継続実施		
（運転免許自主返納支援）	淡路市	コミバス_7年間の無料乗車券配布		実施	継続実施	継続実施		
	洲本市	コミバス_50%OFF		実施	継続実施	継続実施		
	南あわじ市	コミバス_1年フリーパス券贈呈		実施	継続実施	継続実施		
ノーマイカーデー、エコ通勤	淡路市	職員対象ノーマイカーデー	実施	継続実施	継続実施	継続実施		
	洲本市			－	検討	検討		
	南あわじ市		実施	－	検討	検討		
施策5-2-2 運転手確保のための支援			[計画]	継続実施				
			[実績]	検討	検討	実施・検討		
募集情報の積極的な提供				検討	市HP、広報掲載	継続実施		
就業支援				検討	検討	検討		
施策の方向性5-3 新技術等を活用した新たな取り組みの推進								
施策5-3-1 環境負荷の小さい車両の導入による脱炭素化の推進			[計画]	継続実施				
			[実績]	実施	継続実施	継続実施		
EVバス等の導入	南あわじ市コミバス			実施 2台	継続実施	継続実施		
施策5-3-2 新技術や新しい仕組みによる取組の推進			[計画]	検討・調整・可能なものから実施				
			[実績]	検討	実証実施	検討		
AI、自動運転技術の活用	自動運転：洲本市			検討	実証実施	検討		
貨客混載、他産業との連携				検討	検討	検討		
ビッグデータ等の活用				検討	検討	検討		

令和 7 年度淡路島地域公共交通活性化協議会 決算（案）

歳入

（単位：円）

款	項	目	当初予算額	決算額	比較増減	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	600,000	300,000	△ 300,000	洲本市 100,000 円 南あわじ市 100,000 円 淡路市 100,000 円
2 補助金	1 補助金	1 補助金	13,984,000	11,488,000	△2,496,000	R7 地域公共交通確保維持改善 事業補助金（地域内フィーダー 系統）
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	144,440	144,440		前年度繰越金 144,440 円
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	100	△ 900	貯金利息
歳入合計			14,729,440	11,932,540	△2,796,900	

歳出

（単位：円）

款	項	目	当初予算額	決算額	比較増減	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	500,000	189,655	△ 310,345	委員報酬旅費等 160,983 円 会場使用料等 28,672 円
	2 事務費	1 事務費	244,440	14,916	△ 229,524	振込手数料 7,480 円 郵便切手代等 7,436 円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	13,984,000	11,488,000	△ 2,496,000	R7 地域公共交通確保維持改善 事業補助金 （地域内フィーダー系統） 淡路市生活観光バス路線： 5,777,000 円 洲本市コミュニティバス： 5,711,000 円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	0	△ 1,000	
歳出合計			14,729,440	11,692,571	△ 3,036,869	

歳入合計(円) - 歳出合計(円) = 差引(円)

11,932,540 11,692,571 239,969

次年度への繰り越し額 239,969

監 査 報 告

令和7年度淡路島地域公共交通活性化協議会会計について、帳簿及び預金通帳その他関係書類を監査した結果、いずれも正確かつ適正であると認めましたので報告いたします。

令和 8年 5月 20 日

淡路島地域公共交通活性化協議会

監 事 山 田 勝 也

監 事 西 原 健 二

令和 8 年度淡路島地域公共交通活性化協議会 予算（案）

歳入

（単位：千円）

款	項	目	金額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	600	協議会運営費分 洲本市 200 南あわじ市 200 淡路市 200
		1 負担金	8,856	地域公共交通調査事業分 洲本市 2,952 南あわじ市 2,952 淡路市 2,952
2 補助金	1 補助金	1 補助金	(R7 参考) 11,488	令和 8 年度地域内フィーダー 系統確保維持費国庫補助金
		1 補助金	2,656	地域公共交通調査事業補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	234	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1	
歳入合計			23,835	

歳出

（単位：千円）

款	項	目	金額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	600	委員報酬、旅費等
	2 事務費	1 事務費	200	事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	(R7 参考) 11,488	令和 8 年度地域内フィーダー 系統確保維持費国庫補助金を 事業主体へ支出
		1 事業費	2,656	地域公共交通調査事業補助金 を 3 市へ支出
		1 事業費	8,856	地域公共交通調査事業補助金 を委託事業者へ支出
3 予備費	1 予備費	1 予備費	35	
歳出合計			23,835	

令和 8 年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール（案）について

日 程	内 容
令和 8 年 6 月 ＜今回＞	第 1 回活性化協議会 ・ 令和 7 年度活動、施策進捗状況 報告 ・ 令和 7 年度決算 ・ 令和 8 年度予算 ・ 令和 9 年度国庫補助（幹線、フィーダー）計画認定申請
↓	
令和 9 年 1 月	第 2 回活性化協議会 ・ 令和 8 年度施策進捗状況 報告 ・ 令和 8 年度国庫補助（幹線、フィーダー）事業自己評価 ・ 令和 8 年度国庫補助（地域公共交通アップデート化）事業自己評価

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 8 年 6 月 24 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 淡路島地域公共交通活性化協議会
住 所 南あわじ市市善光寺 22 番地 1
代 表 者 氏 名 会長 福島 徹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名：淡路島地域公共交通活性化協議会（洲本市、南あわじ市、淡路市）

計画名称：淡路島地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P. 33（2）地域公共交通ネットワークの確保・維持の方針 「各運行系統の位置づけと確保維持の方針」
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P. 34「地域公共交通確保維持事業の必要性」
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P. 34「補助系統に係る事業及び実施主体の概要」
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	利用者の数：P. 31 「路線バス・コミュニティバスの年間利用者数」 公的資金投入額：P. 31 「路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額」 収支：P. 32「路線バス・コミュニティバスの収支率」

2. 将来像実現に向けた目標

(1) 目標

将来像の実現に向けて、地域や地域公共交通の現状、現行計画の進捗、地域公共交通の課題等を踏まえ、将来像実現に向けた本計画の目標について設定を行います。

目標① 取組を推進していくための体制づくり

・本計画は、持続可能な地域公共交通の形成に向けて市域を超えて、淡路島全島で取り組みを進めていくための計画であり、その計画の推進には体制づくりが重要となります。すでに設置されている「淡路島地域公共交通活性化協議会」を基本として、3市が連携を図りながら地域公共交通の取り組みが進められる体制づくりを進めます。

目標② 利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成

・淡路島では高速バス、路線バス、コミュニティバス等、地域の状況に応じた交通機関が導入されています。高速バス、幹線、準幹線、支線の階層性を基本に、各交通機関が効率的、効果的に連携、分担する、利便性の高い地域公共交通ネットワークを形成します。

目標値

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度	データ取得方法
目標値1	路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	人	635,458 (2023(令和5)年)	532,000	各市・交通事業者資料
(目標値設定の考え方) ・人口減少による利用者が減少するが、路線バス・コミュニティバスを利用する人の割合は変化しない。 淡路島の現在の人口:127,537人(2020(令和2)年国勢調査) 将来推計人口:106,763人(2030(令和12)年、兵庫県将来推計人口)					
目標値2	路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額	円	470.9 (2022(令和4)年)	470.9	各市・交通事業者資料
(目標値設定の考え方) ・効率的な運行により利用者一人当たりの公的資金投入額を増加させない。 ※燃料費の高騰、人件費の増加など想定外の事態が発生した場合は再設定する。					

目標③ 日常の移動手段の充実(通勤・通学、買物、通院等)

- ・淡路島では通勤・通学、買物、通院等の移動手段として、島内外の方に地域公共交通が利用されています。島内の住民や島外の通勤、通学している方などが、安心して快適に生活できるように、地域公共交通を中心に日常の移動手段の充実を図ります。

目標値

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度	データ取得方法
目標値3	住まいの地域の公共交通が便利だと思う人の割合	%	12 (2022(令和4)年度)	12	「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査
(目標値設定の考え方) ・ニーズに応じた地域公共交通サービスが提供され「地域公共交通が便利だと思う人の割合」が維持される。					

目標④ 非日常の移動手段の充実(観光等)

- ・淡路島では地域経済を牽引する観光産業の更なる発展に向けて、観光客の誘客の取り組みを進めています。観光客がストレスなく、快適に、様々な場所の観光を楽しめるように、非日常の移動手段について充実を図ります。

目標値

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度	データ取得方法
目標値4	レンタカー、カーシェアが導入されている広域拠点数	箇所	3 (2023(令和5)年)	5	各市・交通事業者資料
(目標値設定の考え方) ・すべての広域拠点にレンタカーあるいはカーシェアが導入される。					
目標値5	空港や新幹線駅からのバス路線の設定状況	路線	6 (2023(令和5)年)	7	各市・交通事業者資料
(目標値設定の考え方) ・関西空港、伊丹空港、神戸空港、徳島空港、新神戸駅からの高速バス路線が充実する。					

目標⑤ 持続可能な地域公共交通の実現

- ・今後、更に人口減少が進み、地域公共交通が一層厳しい状況となることが想定されます。多様な主体との連携、他分野との連携により、環境にも配慮した持続可能な地域公共交通を実現します。

目標値

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度	データ取得方法
目標値6	路線バス・コミュニティバスの収支率	%	29.4 (2022(令和4)年)	29.4	各市・交通事業者資料
(目標値設定の考え方) ・人口減少が進むが効率的な運行により収支率は維持される。 ・※燃料費の高騰、人件費の増加など想定外の事態が発生した場合は再設定する。					

(2) 地域公共交通ネットワークの確保・維持の方針

地域公共交通ネットワークの将来像実現に向けた、各運行系統の位置づけと、確保・維持の方針、地域公共交通確保維持事業の必要性を示す。

各運行系統の位置づけと確保維持の方針

位置づけ	系統	事業主体	確保・維持の方針
高速バスネットワーク	各高速バス路線	高速バス事業者各社	交通事業者の事業として一定以上の水準を確保することをめざす。
幹線	循環線	淡路市	島内の主要な幹線軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。
	縦貫線（洲本 BC～津名港）	淡路交通	
	縦貫線（福良～洲本 BC）	淡路交通	
	長田線	淡路交通	
準幹線	東浦北淡線	淡路市	幹線を補完する軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。
	由良線	淡路交通	
	都志線	淡路交通	幹線を補完する軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	鳥飼線	淡路交通	
	中央循環線	南あわじ市	
	西循環線	南あわじ市	
支線	南北幹線	南あわじ市	地域の移動を支える軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。
	北部観光周遊回り	淡路市	
	五色地域線	洲本市	
	鮎原線	本四海峡バス	
	南部観光周遊回り	淡路市	
	上灘・沼島線	洲本市	
	南循環線	南あわじ市	
	北循環線	南あわじ市	
	東循環線	南あわじ市	
	岩屋地域コミュニティバス	(株)恵美寿	
	長沢地域コミュニティバス	長沢コミバス実行委員会	
	山田地域コミュニティバス	山田まちづくり協議会	
	灘地区自家用有償旅客運送	NPO 法人灘水仙の里	
航路	各航路	運行事業者各社	島内と島外や離島を結ぶ、地域の移動を支える軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。

地域公共交通確保維持事業の必要性

位置づけ	系統	地域公共交通確保維持事業の必要性
幹線	循環線	南側には島内の幹線である縦貫線、北側には明石や神戸方面とつながる明石岩屋航路と接続しており、淡路市域を超える移動を担う島内において重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	縦貫線 (洲本BC ～津名港)	島内の南北を貫く幹線として、洲本 BC を境に南側には南あわじ市内の準幹線である中央循環線等が、北側には島内の幹線である循環線が接続しており、島内移動の重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	縦貫線 (福良 ～ 洲本BC)	
	長田線 (洲本BC ～陸の港 西淡)	淡路島南西部から島中央部に位置する洲本市を結び、市域をまたぐ広域的な移動を担う幹線路線です。南側では南あわじ市内の準幹線である中央循環線等、北側では島内南北を貫く幹線である縦貫線と接続し、島内交通ネットワークの結節として機能しています。通勤・通学、通院、買い物等の日常生活に係る移動に加え、市域を越えた行政・医療・商業機能へのアクセスを支える基幹的な役割を果たしています。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
準幹線	東浦 北淡線	淡路市の東浦地域と北淡地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。東浦地域、北淡地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
支線	北部 観光 周遊 回り	淡路市北部地域の観光拠点を結び、主に観光に係る移動を担う路線となっています。一部、日常生活に係る移動にも利用されています。東浦地域、岩屋地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	五色 地域線	洲本市の洲本地域から五色地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。洲本地域で幹線である縦貫線(洲本 BC～津名港)に接続しており、縦貫線(洲本 BC～津名港)を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。

令和 8 年 6 月 24 日

（名称）淡路島地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

人口減少や少子高齢化、車社会の進展により路線バスやコミュニティバス等の公共交通の利用者は年々減少を続けており、収支悪化による行政負担の増加や運転手不足など、日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保維持が極めて厳しい状況にある。

今後も地域の活力を維持していくためには、地域公共交通確保維持事業により下記路線を存続させていくことが必要であり、地域住民、運行事業者及び行政等地域の関係者が適切な役割のもと地域公共交通の確保維持を図るとともに、もって島内の活性化に資することを目的とする。

淡路市生活観光バス「循環線」

淡路島の北部においては、淡路市生活観光バス「循環線」を運行しており、市内を循環することにより高校生や自家用車を運転できない高齢者等を中心に、通勤・通学、買い物、通院などへの生活移動手段としての役割を担っている。

また、路線の北側では明石や神戸方面とつながる明石岩屋航路と接続しており、南側では島内の別の幹線系統である淡路交通路線バス縦貫線と接続するなど、観光や余暇活動等の多様な目的での広域的な移動手段としても重要な役割を担っている。

今後も、本路線を中心に島内公共交通ネットワークが十分に機能し島内の活性化を図るためにも、本路線を地域間幹線系統として確保維持することが必要である。

淡路交通路線バス「縦貫線（洲本ＢＣ～津名港、福良～洲本ＢＣ）」「長田線」

淡路島の南部においては、淡路交通路線バス「縦貫線（洲本ＢＣ～津名港、福良～洲本ＢＣ）」「長田線」を運行しており、路線の北側では淡路市生活観光バス「循環線」と接続し島内の南北を貫く路線として、通勤・通学、買い物、通院、観光及び余暇活動等における市域を越える移動を担っている。

今後も、本路線を中心に島内公共交通ネットワークが十分に機能し島内の活性化を図るためにも、本路線を地域間幹線系統として確保維持することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

①路線バス・コミュニティバス（全体）の年間利用者数

- ・交通計画目標年度である令和 10 年度で 532,000 人以上とすることを目標とする。
- ・令和 7 年度実績：761,791 人

②路線バス・コミュニティバス（全体）への利用者一人当たりの公的資金投入額

- ・交通計画目標年度である令和 10 年度で 470.9 円以下とすることを目標とする。
- ・令和 7 年度実績：477.7 円

（２）事業の効果

当該路線を維持することにより、地域住民の通勤・通学、買い物、通院など日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統とフィーダー系統のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できるとともに、外出の促進による高齢者の健康増進や地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・他路線の交通事業者とも連携した系統や便数、運行ダイヤを見直し、利便性向上による利用促進を図り、利用者数増をめざす。（淡路市、洲本市、南あわじ市、事業者）
- ・交通モードを超えた乗り継ぎ切符（企画乗車券）を導入し、利用促進を図る。（淡路市、洲本市、南あわじ市、事業者）
- ・運賃無料、割引サービス（こどもの日、敬老の日等、免許返納）を実施し、バス利用の認知度を上げ、利用者数増を図る。（淡路市、洲本市、南あわじ市、事業者）
- ・淡路島発着の高速バス、路線バス、コミバス、旅客船等の総合的な公共交通情報を WEB アプリ「buSmo（バスモ）」により発信し、地域需要の掘り起こし並びに観光利用増を図る。本年度は多言語（英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語）にも対応できるよう改修する。（淡路市、洲本市、南あわじ市、兵庫県淡路県民局、淡路島観光協会）
- ・市広報誌、市 LINE やイベント等を活用した情報を発信し、バス利用の認知度を上げ、利用者数増を図る。（淡路市、洲本市、南あわじ市）
- ・コミバスの時刻表及び公共交通マップの作成、市内集客施設への配布を通じ、バス利用の認知度を上げ、利用者数増を図る。（淡路市）
- ・利便性向上のため、バス停ナンバリング、路線カラーリングを検討する。（淡路市、洲本市、南あわじ市、兵庫県淡路県民局、淡路島観光協会）
- ・QRコードを用いたキャッシュレス決済等を導入し、利便性向上による利用促進を図り、利用者数増をめざす。（事業者）
- ・スマホアプリ（バスもり）を活用した定期券・回数券・1日乗り放題券を高等学校等へ出向き広く周知し、バス利用の認知度を上げ、利用者数増を図る。（事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 2 を添付。

淡路市生活観光バス「循環線」

運行経費から運行収入、国庫補助金及び県補助金を差し引いた差額分を運行事業者への補助金として、淡路市が負担する。

淡路交通路線バス「縦貫線（洲本BC～津名港、福良～洲本BC）」「長田線」

経常費用から経常収益、国庫補助金及び県補助金を差し引いた差額分を距離案分し、運行事業者へ洲本市、淡路市、南あわじ市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・乗降者数調査

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

表 4 を添付

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

下記取組により、収支改善率 1%以上を達成することを目標とする。

淡路市生活観光バス「循環線」

- ・ QRコードを用いたキャッシュレス決済等を導入し、更なる観光需要の取り込みを図る。（淡路市、事業者）
- ・ スマホアプリ（バスもり）を活用した定期券・回数券・1日乗り放題券を高等学校等へ出向き広く周知する。（淡路市、事業者）
- ・ 地域住民の需要に応じた運行計画の見直しを検討する。（淡路市、事業者）

淡路交道路線バス「縦貫線（洲本BC～津名港、福良～洲本BC）」「長田線」

- ・ 主系統（1-1 系統）で「津名高校前」に停車させることで洲本市域から通学する学生の利便性を向上させるとともに、“協議運賃”（従来運賃を 60%に減額かつ 500 円上限）を実施することで利用促進を図り、利用者増をめざす。（淡路市、洲本市、事業者）
- ・ 淡路市生活観光バス「あわ神・あわ姫バス」とも連携し、「洲本BC」までの直通便との調整、“循環系統”との乗り継ぎ連絡等を密にして効率性及び収益性を高める。（淡路市、事業者）
- ・ 主系統（1-11 系統）等で「南あわじ市役所前」経由のルート変更を実施することにより運行距離及び所要時分を短縮し利便性を向上させるとともに、“協議運賃”（従来運賃を 60%に減額かつ 500 円上限）を継続実施することで利用促進を図り、利用者増をめざす。（洲本市、南あわじ市、事業者）
- ・ 南あわじ市コミバス「らん・らんバス」との乗り継ぎ時間を調整し、乗り継ぎ利便性を向上させ、効率性及び収益性を高める。（南あわじ市、事業者）
- ・ 洲本市「移動手段確保事業」による障害者・高齢者向け助成券制度を活用し、バス利用の回復、利用促進を目指す。（洲本市、事業者）
- ・ 「こどもの日」の小児「1 乗車 50 円」（同伴大人 1 乗車 100 円）、「敬老の日」の 65 歳以上高齢者「1 乗車 100 円」など、在来線利用促進キャンペーンを通じてバス利用の認知度を上げ、利用者数増を図る。（淡路市、洲本市、南あわじ市、事業者）
- ・ 定期券購入の FAX 及び専用サイトからの申込みによる郵送代引発売、モバイルによる定期券及び回数券の発売など、各種乗車券の購入方法の多様化を促進し、販路を広げる。（事業者）
- ・ 淡路島発着の高速バス、路線バス、コミバス、旅客船等の総合的な公共交通情報を WEB アプリ「buSmo（バスモ）」により発信し、地域需要の掘り起こし並びに観光利用増を図る。本年度は多言語（英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語）にも対応できるよう改修する。（淡路市、洲本市、南あわじ市、兵庫県淡路県民局、淡路島観光協会）

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

※該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

淡路市生活観光バス「循環線」

淡路市生活観光バスで運行するバス車両については、現在、ポンチョ 14 台で運行しており、この台数で現在の運行を確保することができている。これら車両の耐用年数は 10 年程度、走行距離が 50 万 km から 100 万 km 程度であり、安全な輸送を確保するためには適切な時期に車両を購入する必要がある。

当該バス車両については、淡路市生活観光バスの運行開始時に一度に購入したものであり、導入から 10 年を超える車両もあることから計画的に車両を購入しており、本年度についても 1 台の購入が必要となる。

（購入実績）

- ・令和 7 年度 1 台
- ・令和 6 年度 1 台
- ・令和 5 年度 2 台

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

淡路市生活観光バス「循環線」

淡路市生活観光バス「循環線」の収支率を 45.7%以上とする。

（算出根拠）

- ・令和 7 年度の実績が 44.7%
収入 83,479,844 円 ÷ 支出 186,637,558 = 44.7%
- ・令和 9 年度の目標を令和 7 年度比 1%増の 45.7%とする。

（２）事業の効果

淡路市生活観光バス「循環線」

計画的な車両購入により効率的な運行形態を構築し当該路線を維持することにより、地域住民の通勤・通学、買い物、通院など日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統とフィーダー系統のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できるとともに、外出の促進による高齢者の健康増進や地域活性化にもつながる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表 6、表 7 を添付。

淡路市生活観光バス「循環線」

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する循環線の車両の取得について、購入費用総額 23,000,000 円から国庫補助金を差し引いた差額分を、淡路市から運行事業者への補助金として負担する。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和５年４月２６日（書面表決）（令和５年度第１回） 令和４年度協議会決算（案）、令和５年度協議会予算（案）について ほか ・ 令和５年７月４日（令和５年度第２回） 現行計画の目標値の達成状況、めざすべき将来像と課題について ・ 令和５年１０月１２日（令和５年度第３回） 将来像実現に向けた方針と施策について ・ 令和５年１２月２５日（令和５年度第４回） 淡路島地域公共交通計画（素案）について ・ 令和６年３月２１日（令和５年度第５回） 淡路島地域公共交通計画（案）について ・ 令和６年６月２７日（令和６年度第１回） 令和７年度幹線系統補助、フィーダー系統補助の計画認定申請（案）について ・ 令和７年１月２９日（令和６年度第２回） 淡路島地域公共交通計画の変更について ・ 令和７年６月２５日（令和７年度第１回） 令和８年度幹線系統補助、フィーダー系統補助の計画認定申請（案）について ・ 令和７年６月２５日（令和７年度第１回） 令和８年度幹線系統補助、フィーダー系統補助の計画認定申請（案）について ・ 令和８年１月２７日（令和７年度第２回） 令和８年度フィーダー系統補助の計画変更認定申請（案）について ・ 令和８年６月２４日（令和８年度第１回） 令和９年度幹線系統補助、フィーダー系統補助の計画認定申請（案）について
19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通活性化協議会に利用者代表として地域住民代表者が参画しており、継続的な協議を行っている。

地域公共交通計画の策定にあたっては、パブリックコメントや事業者等に対するヒアリングを実施し、地域住民や関係者の意見を反映した計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）南あわじ市市善光寺 2 2 番地 1

（所 属）南あわじ市総務企画部市民協働課

（氏 名）濱岡 寛二

（電 話）0799-43-5262

（e-mail）kotsu@city.minamiawaji.hyogo.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

9年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県(淡 路市)	本四海峡バス株式会社	(1) 淡路市循環線	29,295	
兵庫県(洲本 市・南あわじ 市・淡路市)	淡路交通株式会社	(2) 縦貫線・長田線	36,021	
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			65,316	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	本四海峡バス株式会社	令和9年度
------	------------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	87,235 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	87,235 千円
	営業費用	175,353 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	175,353 千円
	営業損益	△ 88,118 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 88,118 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	km 817,962.4				経常収支率	49.75 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	78,668 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	78,668 千円
	営業費用	160,931 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	160,931 千円
	営業損益	△ 82,263 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 82,263 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	km 755,724.8				経常収支率	48.88 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	61,609 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	61,609 千円
	営業費用	140,336 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	140,336 千円
	営業損益	△ 78,727 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 78,727 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	km 746,600.6				経常収支率	43.90 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	
北近畿	187 円	96 銭	212 円	94 銭	214 円	37 銭
	円	銭	円	銭	円	銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ		地域キロ当たり標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ		キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ = ケ		キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト	
北近畿	205 円	9 銭	446 円	82 銭	205 円	9 銭	0 円	0 銭	106 円	64 銭
	円	銭	円	銭	0 円	銭	円	銭	円	銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日		認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
			基準期間の年度	／3	
			基準期間の年度	／3	
			基準期間の年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率
				()																				
				①＝カッコ内	②	①×②＝③		チ																
起点	主な経由地	終点	①	②	③	チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ												
北近畿	1		淡路市循環線	岩屋ポートターミナル	志筑・郡家・室津	岩屋ポートターミナル	365 日	5,110.0 回 (14.0)	5.8	80.6 人	往66.3km 復66.3km	(平均) 66.3km		(平均)		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%		
							日	(0.0)		0.0 人														
							日	(0.0)		0.0 人														
							日	(0.0)		0.0 人														
合計			系統								往66.3km 復66.3km	66.3km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km			

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ラ'	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3力年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間 における実 車走行キロ 当たり経常 収益の運 賃改定によ る増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少 ない額 h	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 後のキロ当 たり経常収 益 ノ'-h=ノ''	(d+e+f)/3 =ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ'' =d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' =e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f		
北近 畿	1	0	100.000%	634,849.8 km	130,201,345円	101円.27銭	0円.00銭	0円.00銭	101円.27銭	101円.27銭	54,922,503円	632,516.1 km	86円.83銭	63,968,259円	634,849.8 km	100円.76銭	73,783,310円	634,849.8 km	116円.22銭	64,291,239 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
0	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
合 計				634,849.8 km	130,201,345円						54,922,503円	632,516.1 km		63,968,259円	634,849.8 km		73,783,310円	634,849.8 km		64,291,239 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほ うの額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外に係る	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分及び 同一補助ブロック都 道府県外乗入部分 以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数 =ホ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額
			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ソ×ラ' =ツ'		ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワーヨ=ム	ムーラ=ウ
北近畿	1	0	65,910,106 円	58,590,605 円	58,590,605 円	58,590,605 円	58,590,605 円	円	58,590 千円	29,295.0 千円	65,910,106 円	36,615,106 円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	円
0	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	円
	0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	円	千円	千円	0 円	円
合計			65,910,106 円	58,590,605 円	58,590,605 円	58,590,605 円	58,590,605 円	0 円	58,590 千円	29,295 千円	65,910,106 円	36,615,106 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近 畿	1	0	2,441,000円	6.7%	34,174,000円	93.3%		0.0%	106円	0.0%	
	0	0							0円		
0	0	0							0円		
	0	0							0円		
合計			2,441,000円	6.7%	34,174,000円	93.3%	0円	0.0%	106円	0.0%	

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

7.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。

8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	淡路交通株式会社
------	----------

R9年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	276,578 千円	営業外収益	327 千円	経常収益(イ)	276,905 千円
	営業費用	487,807 千円	営業外費用	673 千円	経常費用(ロ)	488,480 千円
	営業損益	△ 211,229 千円	営業外損益	△ 346 千円	経常損益	△ 211,575 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,269,245.3				経常収支率	56.68 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	275,613 千円	営業外収益	11,476 千円	経常収益(イ')	287,089 千円
	営業費用	518,940 千円	営業外費用	1,217 千円	経常費用(ロ')	520,157 千円
	営業損益	△ 243,327 千円	営業外損益	10,259 千円	経常損益	△ 233,068 千円
基準期間の 前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 1,244,806.9				経常収支率	55.19 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	244,234 千円	営業外収益	3,754 千円	経常収益(イ'')	247,988 千円
	営業費用	516,380 千円	営業外費用	525 千円	経常費用(ロ'')	516,905 千円
	営業損益	△ 272,146 千円	営業外損益	3,229 千円	経常損益	△ 268,917 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km 1,207,945.3				経常収支率	47.97 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	427円.92銭	417円.86銭	384円.85銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	410円.21銭	446円.82銭	410円.21銭	0円.00銭	218円.16銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助 対象期間	補助金交付要綱 別表2(注)4. の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統 名	運 行 系 統			計画運行 日数	計画運行 回数 () ①=カッコ内	計画平均 乗車密度 ②	計 画 輸 送 量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再 編事業を実施す る区域における キロ程 オ	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ		他路線との競合 部分に係るキロ程 ル		他路線 との 競 合 率 ル÷チ	補助ブロック外 乗入部分、同 一補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率 {チー(リ+ヌ+ ル)}÷チ=ヲ
				起 点	主 な 経 由 地	終 点					チ				往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km			
北近畿	第1号		1-1	洲本BC	志筑 津名高校 前	津名港	365 日	4,559.0回 (12.4回)	5.2	64.4人	往14.6km 復14.6km	(平均) 14.6km	往 km (平均) 復 km km	%	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	100.000%		
	第2号		1-11	洲本BC	イングラ 中八木	福良	365 日	2,920.0回 (8.0回)	5.1	40.8人	往22.5km 復22.9km	(平均) 22.7km	往 km (平均) 復 km km	%	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	100.000%		
	第3号		1-14	洲本BC	鳥井	福良	365 日	1,981.5回 (5.4回)	9.1	49.1人	往20.4km 復20.8km	(平均) 20.6km	往 km (平均) 復 km km	%	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	100.000%		
	第4号		18-53	洲本BC	庄田、湊 シーバ前	陸の港 西淡	365 日	1,825.0回 (5.0回)	3.6	18.0人	往22.6km 復23.0km	(平均) 22.8km	往 km (平均) 復 km km	%	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	100.000%		
合 計			2系統								往80.1km 復81.3km	(平均) 80.7km	往 km (平均) 復 km km		往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km				

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 {チー(リ+ ヌ)}÷チ= ヲ'	計画実車 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 へ×ワ以下 の額：カ	ノとノ'のい ずれか少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上 の額：ヨ
							補助金交付要綱別表2(注)4. の 適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3=ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
							基準期間にお ける実車走行 キロ当たり経 常収益の運賃 改定による増 収分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経 常収益 ノ'-h=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行キ ロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ'' =d	経常収益 ヤ'	実車走行キ ロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ' =e	経常収益 ヤ	実車走行キ ロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ =f	
北近畿	第1号		100.000%	133,391.4km	54,718,486円	231円.38銭	円 銭	円 銭	円 銭	231円.38銭	31,625,459円	118,576.9km	266円.70銭	32,530,062円	118,945.6km	273円.48銭	20,528,368円	133,323.3km	153円.97銭	30,864,102円
	第2号		100.000%	132,452.0km	54,333,134円	136円.03銭	円 銭	円 銭	円 銭	136円.03銭	17,474,565円	136,557.2km	127円.96銭	20,054,926円	136,988.6km	146円.39銭	18,323,690円	136,988.6km	133円.76銭	18,017,445円
	第3号		100.000%	81,604.0km	33,474,776円	232円.24銭	円 銭	円 銭	円 銭	232円.24銭	15,582,278円	78,840.0km	197円.64銭	19,553,695円	79,024.8km	247円.43銭	19,887,335円	79,025.2km	251円.65銭	18,951,712円
	第4号		100.000%	83,220.0km	34,137,676円	85円.77銭	円 銭	円 銭	円 銭	85円.77銭	5,008,921円	82,879.7km	60円.43銭	8,338,238円	83,174.4km	100円.25銭	8,038,873円	83,174.4km	96円.65銭	7,137,779円
合 計				430,667.4km	176,664,072円						69,691,223円	416,853.8km		80,476,921円	418,133.4km		66,778,266円	432,511.5km		74,971,038円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ－ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ’＝ツ’	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北近畿	第1号		23,854,384円	24,623,318円	23,854,384円	23,854,384円	23,854,384円	円	23,854千円	11,927.0千円	23,854,384円	11,927,384円
	第2号		36,315,689円	24,449,910円	24,449,910円	24,449,910円	24,449,910円	円	24,449千円	12,224.5千円	36,315,689円	24,091,189円
	第3号		14,523,064円	15,063,649円	14,523,064円	14,523,064円	14,523,064円	円	14,523千円	7,261.5千円	14,523,064円	7,261,564円
	第4号		26,999,897円	15,361,954円	15,361,954円	15,361,954円	15,361,954円	9,217,172円	9,217千円	4,608.5千円	26,999,897円	22,391,397円
合 計			101,693,034円	79,498,831円	78,189,312円	78,189,312円	78,189,312円	9,217,172円	72,043千円	36,021千円	101,693,034円	65,671,534円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	第1号		1,589,000円	13.3%	10,337,000円	86.6%	円	%	1,384円	0.0%	
	第2号		1,629,000円	6.7%	10,594,000円	43.9%	円	%	11,868,189円	49.3%	
	第3号		968,000円	13.3%	6,292,000円	86.6%	円	%	1,564円	0.0%	
	第4号		1,431,000円	6.3%	9,320,000円	41.6%	円	%	11,640,397円	52.0%	
合 計			5,617,000円	8.5%	36,543,000円	55.6%	円	%	23,511,534円	35.8%	

(1)記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。

9. 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
10. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
11. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
12. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
13. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
14. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
15. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を越える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入れ部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
16. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
17. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
19. 「平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切捨て)をいう。
20. 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
21. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
22. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
23. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
24. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要。
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し。

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
兵庫県	淡路	淡路市	平成17年に合併(新設)し誕生した、人口約5万人の市。県立高校や国営公園(国営明石海峡公園)等がある。
	淡路	南あわじ市	平成17年に合併(新設)し誕生した、人口約5万人の市。県立高校や文化施設等がある。

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県(淡路市)	本四海峡バス株式会社	5	7,500

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	本四海峡バス株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
北近畿	9-1	淡路市循環線	1	ノンステップバス	スロープ付き	標準	33	6.9	8 . 10	現金
									.	

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	木と限度額のうち少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額(円) (定率法)ヘ×0.4=ト (定額法)ヘ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	* 残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
9-1	15,517,600	7,482,400	0	23,000,000	22,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,600,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500	12,000,000
													円		
計	15,517,600	7,482,400	0	23,000,000	22,999,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,600,000	3,000,000		3,000 千円	1,500	12,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) ヨ+ネ
3,000,000	1,500

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	9-1	100,000 円	6.7 %	1,400,000 円	93.3 %	円	%	円	%		
		円	%	円	%	円	%	円	%		
合計		100,000 円	6.7 %	1,400,000 円	93.3 %	円	%	円	%		

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	8-1	淡路市循環線	9	8

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度ﾌ(2年目のみ ﾀ)の額＝ラ	普通償却限度額 (円) (定率法)ﾗ×0.4＝ﾒ (定額法)ナ×0.2＝ﾒ	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ﾒ＋ウ＝ﾉ	事業者償却額 (円) オ	ﾉとオのうち少 ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格 (円) ﾗ－マ＝ﾌ
8-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,600,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500	9,000,000
									円		
計	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,600,000	3,000,000	12	3,000,000 千円	1,500	9,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
3,000,000	1,500

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合										「その他の者」の 具体的概要		
		都道府県				市区町村		その他の者		事業者自己負担				
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合					
北近 畿	8-1	100,000	円	6.7	%	1,400,000	円	93.3	%		円		%	
			円		%		円		%		円		%	
合計		100,000	円	6.7	%	1,400,000	円	93.3	%		円		%	

3年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	7-1	淡路市循環線	9	7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度ﾌ(2年目のみ ﾀ)の額＝ラ	普通償却限度額 (円) (定率法)ﾗ×0.4＝ﾒ (定額法)ナ×0.2＝ﾒ	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ﾒ＋ウ＝ﾉ	事業者償却額 (円) オ	ﾉとオのうち少 ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格 (円) ﾗ－マ＝ﾌ
7-1	15,000,000	10,600,000	3,000,000	0	3,000,000	4,600,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500	7,600,000
計	15,000,000	10,600,000	3,000,000	0	3,000,000	4,600,000	3,000,000		3,000 千円	1,500	7,600,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
3,000	1,500

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合											
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北近 畿	7-1	100,000	円	6.7	%	1,400,000	円	93.3	%		円	%	
	0	0	円	0.0	%	0	円	0	%		円	%	
合計		100,000	円		%	1,400,000	円		%		円	%	

4年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	6-1	淡路市循環線	9	6
北近畿	6-2	淡路市循環線	9	6

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
	初年度への額=ナ	前年度フ(2年目のみ タ)の額=ラ	(定率法)ラ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム								
6-1	15,000,000	8,480,000	3,000,000	0	3,000,000	4,400,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500	5,480,000
6-2	15,000,000	8,480,000	3,000,000	0	3,000,000	4,400,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500	5,480,000
計	30,000,000	16,960,000	6,000,000	0	6,000,000	8,800,000	6,000,000		6,000 千円	3,000	10,960,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
6,000	3,000

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合												
		都道府県				市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
		負担額		負担割合		負担額		負担割合		負担額			負担割合	
北近 畿	6-1	100,000	円	6.7	%	1,400,000	円	93.3	%		円		%	
	6-2	100,000	円	6.7	%	1,400,000	円	93.3	%		円		%	
合計		200,000	円		%	2,800,000	円		%		円		%	

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4（定率法）の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額（ム欄）は、補助対象限度額（ナ欄）に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格（ラ欄）に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額（ム欄）とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額（ム欄）は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類（2年目以降の車両にあつては、認定書の写し）
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込（車両数、平均車令）
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

令和9年度 補助金交付申請 運行系統図

(路線図) 淡路市循環線

(運行開始) 令和2年10月1日

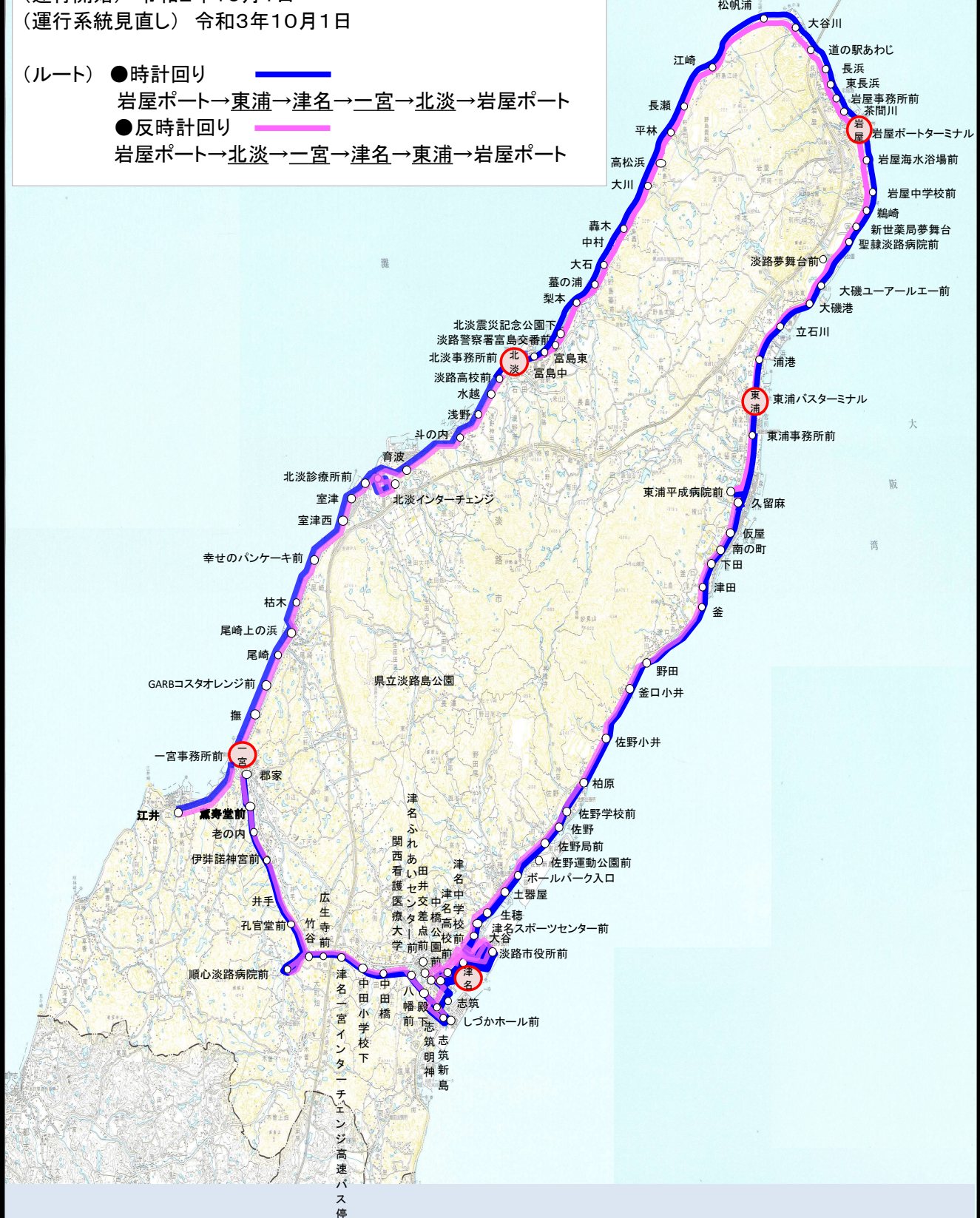
(運行系統見直し) 令和3年10月1日

(ルート) ●時計回り

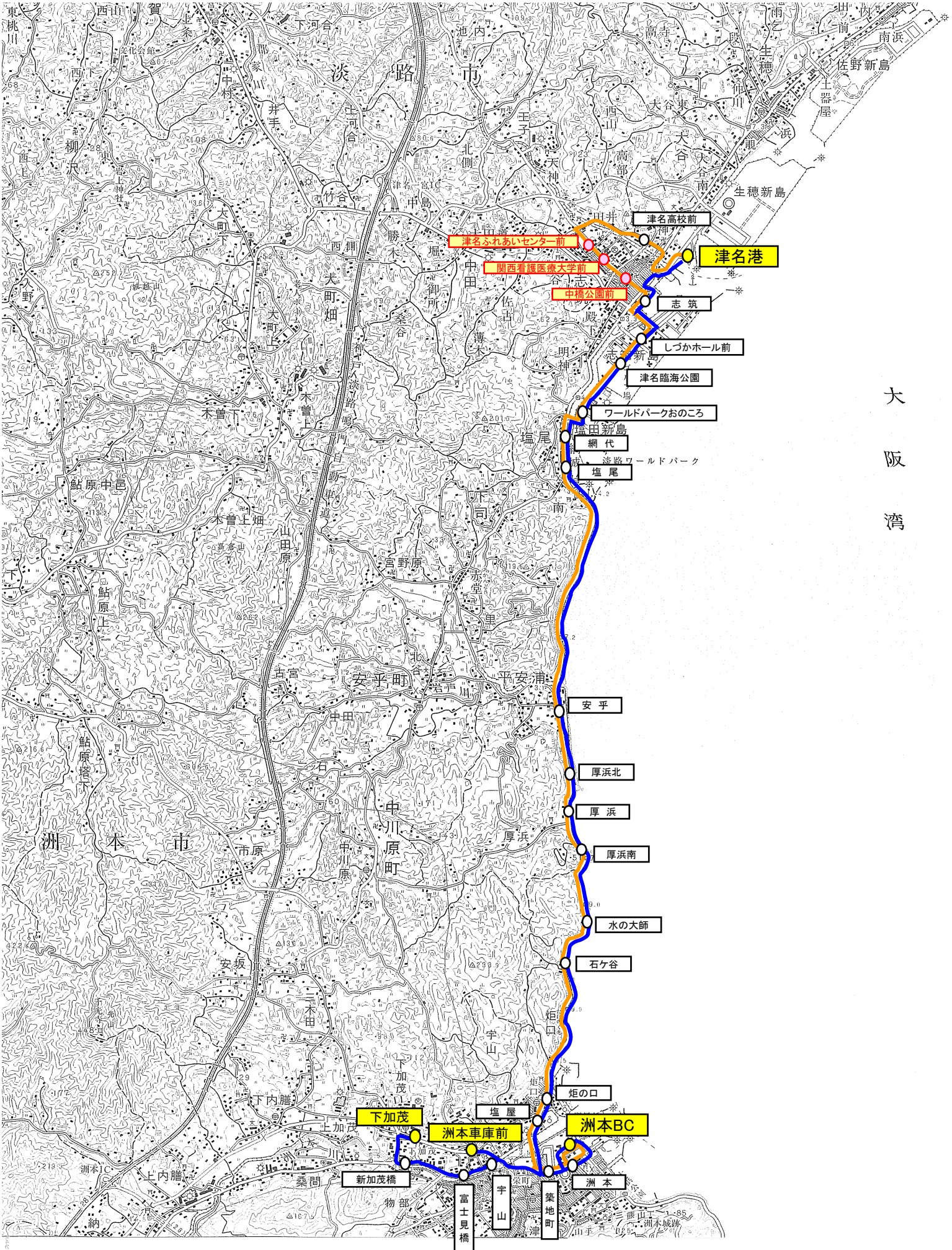
岩屋ポート→東浦→津名→一宮→北淡→岩屋ポート

●反時計回り

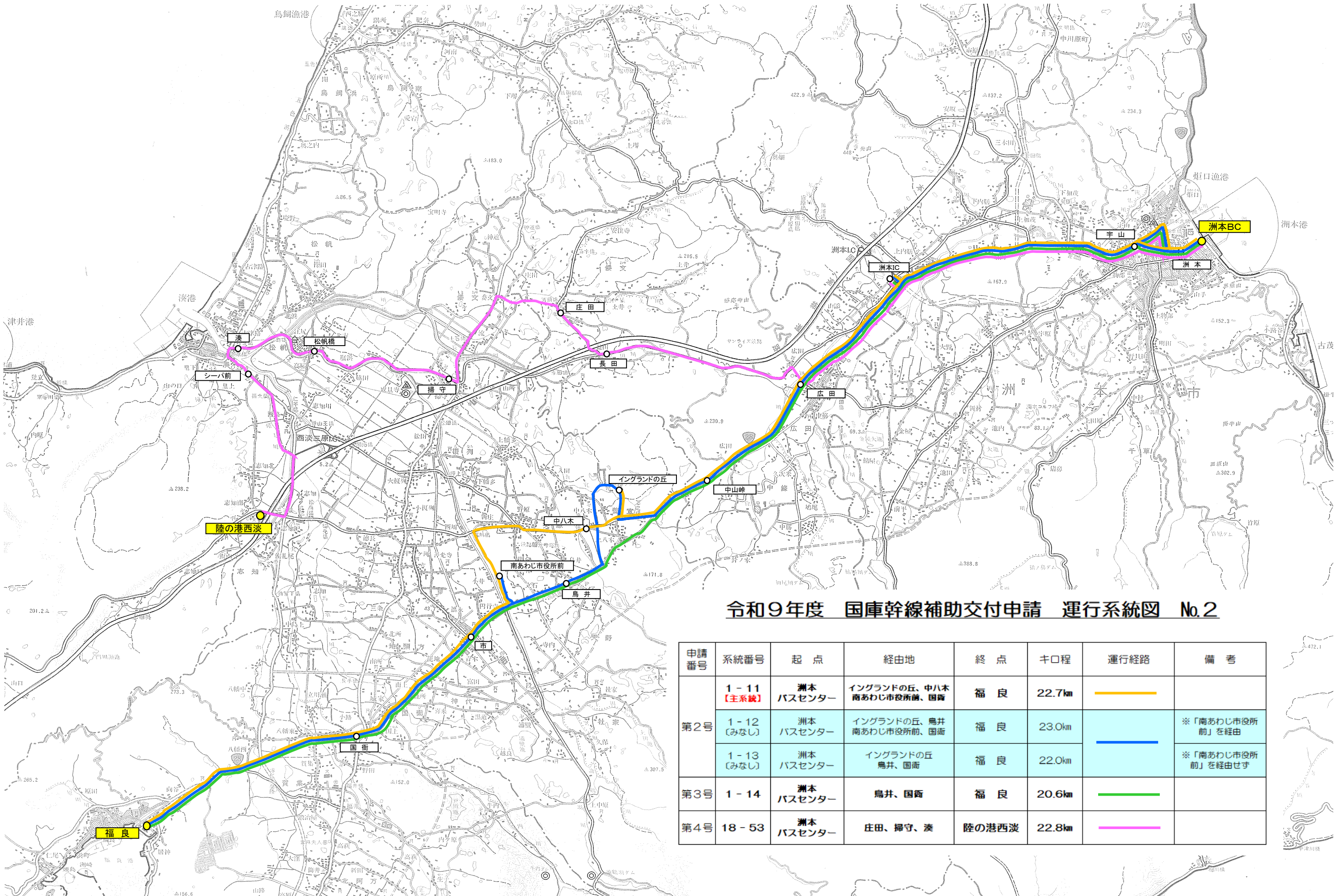
岩屋ポート→北淡→一宮→津名→東浦→岩屋ポート



令和9年度 国庫幹線補助交付申請 運行系統図 No.1



申請 番号	系統番号	起 点	経由地	終 点	キロ程	運行経路	備 考
第 1 号	1 - 1 【主系統】	洲本 バスセンター	安乎、志筑 津名高校前	津名港	14.6km		
	1 - 5 〔みなし〕	下加茂	新加茂橋 洲本BC、安乎、志筑	津名港	15.6km		※起終点が 「下加茂」
	1 - 6 〔みなし〕	洲本車庫前	洲本BC 安乎、志筑	津名港	14.2km		※起終点が 「洲本車庫前」



令和9年度 国庫幹線補助交付申請 運行系統図 No.2

申請番号	系統番号	起 点	経由地	終 点	キロ程	運行経路	備 考
第2号	1-11 【主系統】	洲本 バスセンター	イングランドの丘、中八木 南あわじ市役所前、国衛	福 良	22.7km		
	1-12 【みなし】	洲本 バスセンター	イングランドの丘、鳥井 南あわじ市役所前、国衛	福 良	23.0km		※「南あわじ市役所前」を経由
	1-13 【みなし】	洲本 バスセンター	イングランドの丘 鳥井、国衛	福 良	22.0km		※「南あわじ市役所前」を経由せず
第3号	1-14	洲本 バスセンター	鳥井、国衛	福 良	20.6km		
第4号	18-53	洲本 バスセンター	庄田、掃守、湊	陸の港西淡	22.8km		

令和9年度 国庫補助路線 みなし系統一覧表

1 国庫協調補助

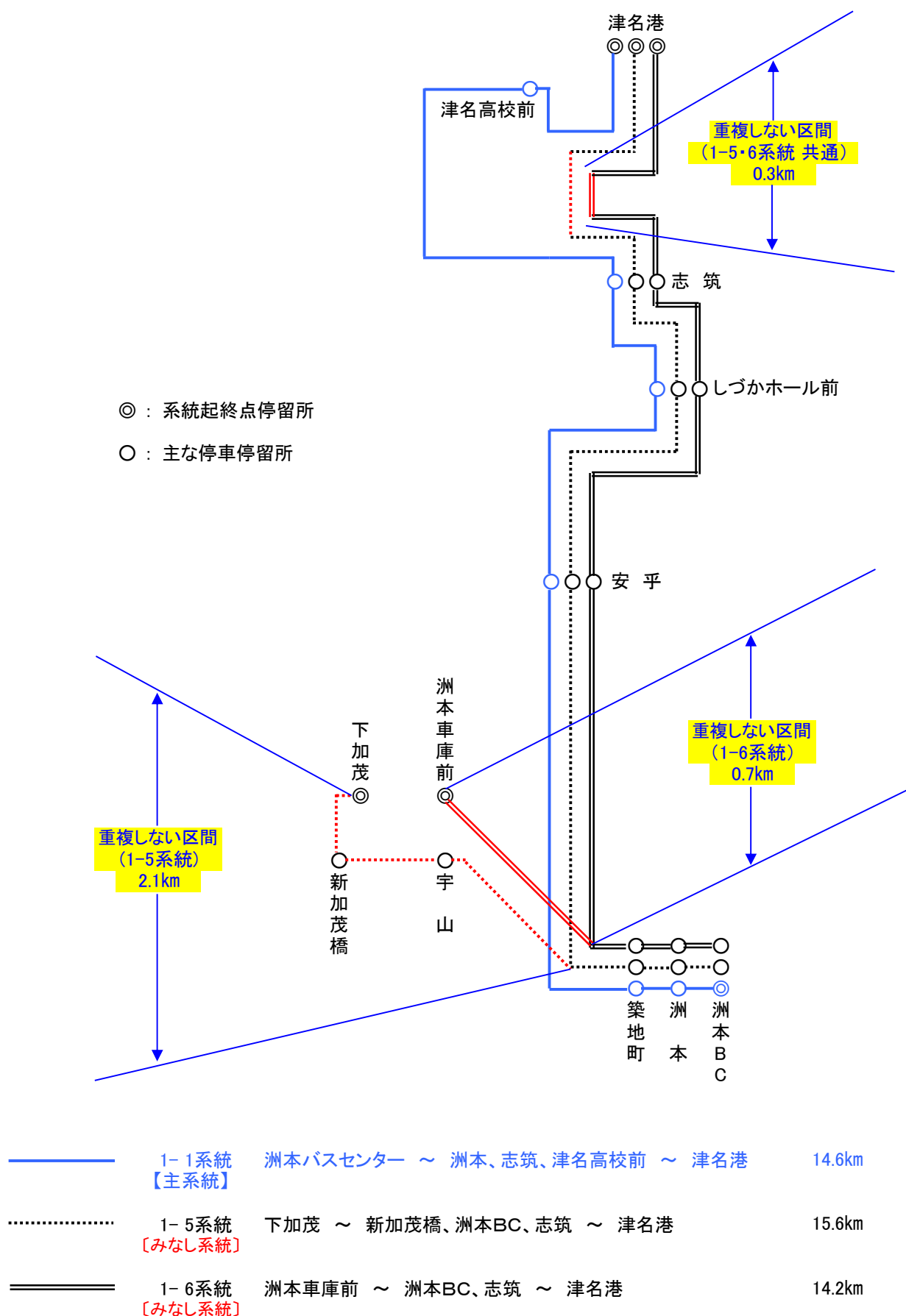
路線名						系統キロ程 a	計画運行回数	主系統と重複しない区間		特に認める系統
申請番号	事業者番号	主系統の有無	起点	経由地	終点			キロ程 b	主系統に対する割合b/a	
1	1-1	主	洲本BC	志筑、津名高校前	津名港	14.6	11.6			
	1-5	みなし	下加茂	新加茂橋、洲本BC	津名港	15.6	0.5	2.4	16.4%	協議対象
	1-6	みなし	洲本車庫前	洲本BC	津名港	14.2	0.3	1.0	6.8%	協議対象外
2	1-11	主	洲本BC	イングランドの丘 中八木、市役所前	福良	22.7	4.0			
	1-12	みなし	洲本BC	イングランドの丘 鳥井、市役所前	福良	23.0	2.6	3.2	14.1%	協議対象
	1-13	みなし	洲本BC	イングランドの丘 鳥井	福良	22.0	1.3	3.2	14.1%	協議対象

2 県単独補助(密度カットによる県単補助路線は除く)

路線名						系統キロ程 a	計画運行回数	主系統と重複しない区間		特に認める系統
申請番号	事業者番号	主系統の有無	起点	経由地	終点			キロ程 b	主系統に対する割合b/a	

運行系統図

〔みなし系統:重複しない区間の詳細〕

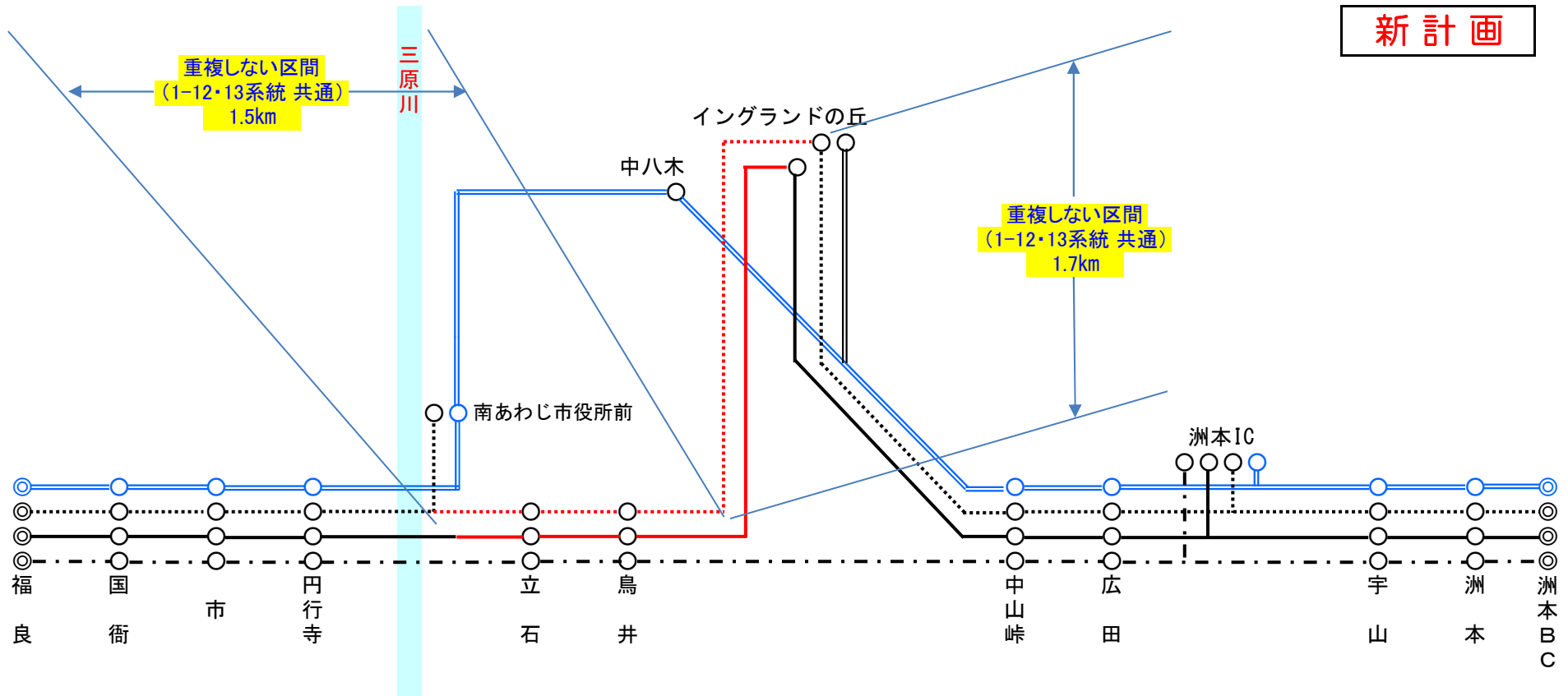


※赤字区間(線部分)が主系統と重複しない区間

運行系統図

〔みなし系統:重複しない区間の詳細〕

新計画



———	1-11系統 【主系統】	洲本BC ~ 洲本、イングランドの丘、中八木、南あわじ市役所前、国衙 ~ 福良	往 22.5km 復 22.9km
.....	1-12系統 【みなし系統】	洲本BC ~ 洲本、イングランドの丘、鳥井、南あわじ市役所前、国衙 ~ 福良	往 22.8km 復 23.2km
————	1-13系統 【みなし系統】	洲本BC ~ 洲本、イングランドの丘、鳥井、国衙 ~ 福良	往 21.8km 復 22.2km
- - - - -	1-14系統	洲本BC ~ 洲本、鳥井、国衙 ~ 福良	往 20.4km 復 20.8km

※赤字区間(線部分)が主系統と重複しない区間

様式第 1-1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 8 年 6 月 24 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 淡路島地域公共交通活性化協議会
住 所 南あわじ市市善光寺 22 番地 1
代 表 者 氏 名 会長 福島 徹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名：淡路島地域公共交通活性化協議会（洲本市、南あわじ市、淡路市）

計画名称：淡路島地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P. 33（2）地域公共交通ネットワークの確保・維持の方針 「各運行系統の位置づけと確保維持の方針」
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P. 34「地域公共交通確保維持事業の必要性」
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P. 34「補助系統に係る事業及び実施主体の概要」
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	利用者の数：P. 31 「路線バス・コミュニティバスの年間利用者数」 公的資金投入額：P. 31 「路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額」 収支：P. 32「路線バス・コミュニティバスの収支率」

2. 将来像実現に向けた目標

(1) 目標

将来像の実現に向けて、地域や地域公共交通の現状、現行計画の進捗、地域公共交通の課題等を踏まえ、将来像実現に向けた本計画の目標について設定を行います。

目標① 取組を推進していくための体制づくり

・本計画は、持続可能な地域公共交通の形成に向けて市域を超えて、淡路島全島で取り組みを進めていくための計画であり、その計画の推進には体制づくりが重要となります。すでに設置されている「淡路島地域公共交通活性化協議会」を基本として、3市が連携を図りながら地域公共交通の取り組みが進められる体制づくりを進めます。

目標② 利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成

・淡路島では高速バス、路線バス、コミュニティバス等、地域の状況に応じた交通機関が導入されています。高速バス、幹線、準幹線、支線の階層性を基本に、各交通機関が効率的、効果的に連携、分担する、利便性の高い地域公共交通ネットワークを形成します。

目標値

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度	データ取得方法
目標値1	路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	人	635,458 (2023(令和5)年)	532,000	各市・交通事業者資料
(目標値設定の考え方) ・人口減少による利用者が減少するが、路線バス・コミュニティバスを利用する人の割合は変化しない。 淡路島の現在の人口:127,537人(2020(令和2)年国勢調査) 将来推計人口:106,763人(2030(令和12)年、兵庫県将来推計人口)					
目標値2	路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額	円	470.9 (2022(令和4)年)	470.9	各市・交通事業者資料
(目標値設定の考え方) ・効率的な運行により利用者一人当たりの公的資金投入額を増加させない。 ※燃料費の高騰、人件費の増加など想定外の事態が発生した場合は再設定する。					

目標③ 日常の移動手段の充実(通勤・通学、買物、通院等)

- ・淡路島では通勤・通学、買物、通院等の移動手段として、島内外の方に地域公共交通が利用されています。島内の住民や島外の通勤、通学している方などが、安心して快適に生活できるように、地域公共交通を中心に日常の移動手段の充実を図ります。

目標値

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度	データ取得方法
目標値3	住まいの地域の公共交通が便利だと思う人の割合	%	12 (2022(令和4)年度)	12	「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査
(目標値設定の考え方) ・ニーズに応じた地域公共交通サービスが提供され「地域公共交通が便利だと思う人の割合」が維持される。					

目標④ 非日常の移動手段の充実(観光等)

- ・淡路島では地域経済を牽引する観光産業の更なる発展に向けて、観光客の誘客の取り組みを進めています。観光客がストレスなく、快適に、様々な場所の観光を楽しめるように、非日常の移動手段について充実を図ります。

目標値

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度	データ取得方法
目標値4	レンタカー、カーシェアが導入されている広域拠点数	箇所	3 (2023(令和5)年)	5	各市・交通事業者資料
(目標値設定の考え方) ・すべての広域拠点にレンタカーあるいはカーシェアが導入される。					
目標値5	空港や新幹線駅からのバス路線の設定状況	路線	6 (2023(令和5)年)	7	各市・交通事業者資料
(目標値設定の考え方) ・関西空港、伊丹空港、神戸空港、徳島空港、新神戸駅からの高速バス路線が充実する。					

目標⑤ 持続可能な地域公共交通の実現

- ・今後、更に人口減少が進み、地域公共交通が一層厳しい状況となることが想定されます。多様な主体との連携、他分野との連携により、環境にも配慮した持続可能な地域公共交通を実現します。

目標値

	指標	単位	基準値	目標値 2028(令和10)年度	データ取得方法
目標値6	路線バス・コミュニティバスの収支率	%	29.4 (2022(令和4)年)	29.4	各市・交通事業者資料
(目標値設定の考え方) ・人口減少が進むが効率的な運行により収支率は維持される。 ・※燃料費の高騰、人件費の増加など想定外の事態が発生した場合は再設定する。					

(2) 地域公共交通ネットワークの確保・維持の方針

地域公共交通ネットワークの将来像実現に向けた、各運行系統の位置づけと、確保・維持の方針、地域公共交通確保維持事業の必要性を示す。

各運行系統の位置づけと確保維持の方針

位置づけ	系統	事業主体	確保・維持の方針
高速バスネットワーク	各高速バス路線	高速バス事業者各社	交通事業者の事業として一定以上の水準を確保することをめざす。
幹線	循環線	淡路市	島内の主要な幹線軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。
	縦貫線（洲本 BC～津名港）	淡路交通	
	縦貫線（福良～洲本 BC）	淡路交通	
	長田線	淡路交通	
準幹線	東浦北淡線	淡路市	幹線を補完する軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。
	由良線	淡路交通	幹線を補完する軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	都志線	淡路交通	
	鳥飼線	淡路交通	
	中央循環線	南あわじ市	
	西循環線	南あわじ市	
支線	南北幹線	南あわじ市	地域の移動を支える軸として、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行をめざす。
	北部観光周遊回り	淡路市	
	五色地域線	洲本市	
	鮎原線	本四海峡バス	
	南部観光周遊回り	淡路市	
	上灘・沼島線	洲本市	
	南循環線	南あわじ市	
	北循環線	南あわじ市	
	東循環線	南あわじ市	
	岩屋地域コミュニティバス	(株)恵美寿	
	長沢地域コミュニティバス	長沢コミバス実行委員会	
	山田地域コミュニティバス	山田まちづくり協議会	
航路	灘地区自家用有償旅客運送	NPO 法人灘水仙の里	島内と島外や離島を結ぶ、地域の移動を支える軸として、交通事業者、行政、住民等が連携を図り、持続可能な運行をめざす。
	各航路	運行事業者各社	

地域公共交通確保維持事業の必要性

位置づけ	系統	地域公共交通確保維持事業の必要性
幹線	循環線	南側には島内の幹線である縦貫線、北側には明石や神戸方面とつながる明石岩屋航路と接続しており、淡路市域を超える移動を担う島内において重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	縦貫線 (洲本BC ～津名港)	島内の南北を貫く幹線として、洲本 BC を境に南側には南あわじ市内の準幹線である中央循環線等が、北側には島内の幹線である循環線が接続しており、島内移動の重要な役割を担う路線となっています。通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を基本としつつ、観光や余暇活動等、多様な目的での移動を担っています。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	縦貫線 (福良 ～ 洲本BC)	
	長田線 (洲本BC ～陸の港 西淡)	淡路島南西部から島中央部に位置する洲本市を結び、市域をまたぐ広域的な移動を担う幹線路線です。南側では南あわじ市内の準幹線である中央循環線等、北側では島内南北を貫く幹線である縦貫線と接続し、島内交通ネットワークの結節として機能しています。通勤・通学、通院、買い物等の日常生活に係る移動に加え、市域を越えた行政・医療・商業機能へのアクセスを支える基幹的な役割を果たしています。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(幹線補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
準幹線	東浦 北淡線	淡路市の東浦地域と北淡地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。東浦地域、北淡地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
支線	北部 観光 周遊 回り	淡路市北部地域の観光拠点を結び、主に観光に係る移動を担う路線となっています。一部、日常生活に係る移動にも利用されています。東浦地域、岩屋地域とともに幹線である循環線に接続しており、循環線を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。
	五色 地域線	洲本市の洲本地域から五色地域を結ぶ通勤・通学、買い物、通院等の主に日常生活に係る移動を担う路線となっています。洲本地域で幹線である縦貫線(洲本 BC～津名港)に接続しており、縦貫線(洲本 BC～津名港)を補完する欠かせない路線でもあります。 一方で、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の運行経費補助である地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)による支援及び交通事業者、行政、住民等の連携により、運行を確保・維持する必要があります。

令和8年6月24日

（名称）淡路島地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

人口減少や少子高齢化、車社会の進展により路線バスやコミュニティバス等の公共交通の利用者は年々減少を続けており、収支悪化による行政負担の増加や運転手不足など、日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保維持が極めて厳しい状況にある。

今後も地域の活力を維持していくためには、地域公共交通確保維持事業により下記路線を存続させていくことが必要であり、地域住民、運行事業者及び行政等地域の関係者が適切な役割のもと地域公共交通の確保維持を図るとともに、もって島内の活性化に資することを目的とする。

淡路市生活観光バス（東浦北淡線、北部観光周遊回り）

淡路市においては、地域住民の移動手段を確保維持する「生活交通」と、観光客の移動手段を確保維持する「観光交通」を兼ね備えた淡路市生活観光バス路線を平成25年10月（平成26年度）から自家用有償旅客運送の運行形態で運行を開始した。

令和元年10月（令和2年度）には路線域を北淡路地域から市全域に拡大し、その後、令和2年10月（令和3年度）には、路線の見直しとともに幹線系統については一般旅客自動車運送事業での運行に、支線系統については自家用有償旅客運送での運行に、それぞれ運行形態の変更を行った。

現在の地域内フィーダー系統は、支線系統の自家用有償旅客運送である「東浦北淡線※1」と「北部観光周遊回り※2」となっている。

それぞれ幹線系統である「時計回り」・「反時計回り」と東浦バスターミナル等で接続し、通勤、通学、通院、買い物及び観光等の移動手段として必要不可欠な当該路線を確保維持していくことが必要である。

※1…東浦北淡線は、東浦バスターミナルと北淡事務所前間を往復運行し、平日（月～金）は1日9.5往復19便、休日は1日8.5往復17便を運行。

※2…北部観光周遊回りは、北淡路地域の花みどり施設等を周遊し、3月から11月までの間、時計回りと反時計回りで循環し、1日7.5往復15便を運行。

洲本市コミュニティバス「五色中央ルート」（五色地域線）

洲本市は、洲本バスセンターを起終点とする路線バスを軸として、コミュニティバスなどで構成される公共交通網が市域に広がっている。中心市街地には、兵庫県立淡路医療センターを始めとする医療機関や大規模商業施設、高等学校が存在しており、市民の日常生活機能の多くを担っている。

また、中心市街地から旧五色町の公共施設などへの移動需要もあり、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、公共交通が生活に必要不可欠な移動手段となっている。

既存路線バスの停留所まで遠い山間地域や坂路が多い地域では、停留所に到達することすら困難であるなどの理由から、路線バスを利用したくても利用できない高齢者が増えてきており、中心市街地、旧五色町内及び隣接市にアクセスするための新たな交通手段として、平成29年に五色地域コミュニティバスの運行が開始された。

運行開始後は、通院、通学、買い物といった市民の日常生活を支える移動手段として、自ら移動手段を持たない高齢者や学生を中心に利用されており、五色地域と中心市街地を結ぶ移動手段としての役割を果たしている。

このように、新たな公共交通に関するニーズが高まる中、中心市街地、旧五色町内及び隣接市への交通手段として、洲本市コミュニティバス五色中央ルート（五色地域線）を維持していくことで、市民の移動手段を確保し、高齢者の健康増進や中心市街地の活性化など公共交通によるまちづくりを実現する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

淡路市生活観光バス（東浦北淡線、北部観光周遊回り）

(1) 「東浦北淡線」「北部観光周遊回り」の利用者数を 30,918 人以上とする。

(算出根拠)

- ・ 令和 7 年度の実績が 30,612 人
- ・ 令和 9 年度の目標を令和 7 年度比 1 %増の 30,918 とする。

(2) 「東浦北淡線」「北部観光周遊回り」の利用者一人当たりの公的資金投入額を 896.6 円とする。

(算出根拠)

- ・ 令和 7 年度の実績が 905.6 円
市補助金 27,723,000 円 ÷ 利用者数 30,612 人 = 905.6 円
- ・ 令和 9 年度の目標を令和 7 年度比 1 %減の 896.6 円とする。

(3) 「東浦北淡線」「北部観光周遊回り」の収支率を 31.7%以上とする。

(算出根拠)

- ・ 令和 7 年度の実績が 30.7%
収入 11,698,000 円 ÷ 支出 38,036,000 円 = 30.7%
- ・ 令和 9 年度の目標を令和 7 年度比 1 %増の 31.7%とする。

洲本市コミュニティバス「五色中央ルート」（五色地域線）

(1) 「五色中央ルート」（五色地域線）の利用者数を 5,978 人以上とする。

(算出根拠)

- ・ 令和 7 年度の実績が 5,919 人
⇒ 令和 9 年度の目標を令和 7 年度比 1 %増の 5,978 人とする。

(2) 「五色中央ルート」（五色地域線）の利用者一人当たりの公的資金投入額を 1,698 円/人以下とする。

(算出根拠)

- ・ 令和 7 年度の実績が 1,151.5 円/人
(市からの公的資金投入額は 6,815,864 円 ÷ 利用者数は 5,919 人 = 1,151.5 円/人)
⇒ 令和 9 年度の目標は 1,698 円/人とする。
- ・ 運賃収入見込額(過去 3 か年平均)及びフィーダー補助見込額(R7 交付申請額)は
(1,307,267 円 + 1,355,825 円 + 1,413,248 円) ÷ 3 = 5,711,000 円
- ・ 令和 9 年度の運行経費見積額は 17,218,000 円
- ・ 市からの公的資金投入額は 17,218,000 円 - 7,070,000 円 = 10,148,000 円
- ・ 利用者目標数は 5,978 人
- ・ 10,148,000 円 ÷ 5,978 人 = 1,698 円/人

※令和 9 年度運行から運行事業者が変更となったため、昨年度までの算出方法から見直しを行っている。

(3) 「五色中央ルート」（五色地域線）の収支率を 7.9%以上とする。

(算出根拠)

- ・ 令和 7 年度の実績が 10.5%
(収入は 1,413,248 円 ÷ 支出は 13,410,053 円 = 10.5%)

⇒ 令和 9 年度の目標は 7.9%とする。

- ・ 収入は 1,359,000 円
((1,307,267 円 + 1,355,825 円 + 1,413,248 円) ÷ 3 = 1,359,000 円)
- ・ 支出は 17,218,000 円
- ・ 1,359,000 円 ÷ 17,218,000 円 = 7.9%

※令和 9 年度運行から運行事業者が変更となったため、昨年度までの算出方法から見直しを行っている。

（２）事業の効果

当該路線を維持することにより、地域住民の通院、通学、買い物など日常生活に必要な移動手段が確保される。また、観光施設等が点在するエリアでは、観光客の移動手段も確保することができる。

さらには、地域間幹線系統とフィーダー系統のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できるとともに、外出の促進による高齢者の健康増進や地域活性化にもつながる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・他路線の交通事業者とも連携した系統や便数、運行ダイヤの見直し。（淡路市、洲本市、事業者）
- ・交通モードを超えた乗り継ぎ切符（企画乗車券）の導入（淡路市、洲本市、南あわじ市、事業者）
- ・運賃無料、割引サービス（こどもの日、敬老の日等、免許返納）の実施（淡路市、洲本市、南あわじ市、事業者）
- ・淡路島発着の高速バス、路線バス、コミバス、旅客船等の総合的な公共交通情報を WEB アプリ「buSmo（バスモ）」により発信。本年度は多言語（英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語）にも対応できるよう改修する。（淡路市、洲本市、南あわじ市、兵庫県淡路県民局、淡路島観光協会）
- ・市広報誌、市 LINE やイベント等を活用した情報発信（淡路市、洲本市）
- ・コミバスの時刻表及び公共交通マップの作成、市内集客施設への配布（淡路市）
- ・バス停ナンバリング、路線カラーリングの検討、HPなどで周知（淡路市、洲本市、南あわじ市、兵庫県淡路県民局、淡路島観光協会）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

淡路市生活観光バス（東浦北淡線、北部観光周遊回り）

運行経費から運行収入を差し引いた差額分を運行事業者への補助金として、淡路市が負担する。

洲本市コミュニティバス「五色中央ルート」（五色地域線）

事業者提出の運行経費見積額から運賃収入見込額を差し引いた金額を運行業務委託契約金額として設定し、洲本市が負担する。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・利用者アンケート（車内・インターネットアンケート等）
- ・住民ヒアリング（地区の町内会会合への参加等）等

７．別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村

に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する 費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車 両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和 5 年 4 月 26 日（書面表決）（令和 5 年度第 1 回） 令和 4 年度協議会決算（案）、令和 5 年度協議会予算（案）について ほか ・ 令和 5 年 7 月 4 日（令和 5 年度第 2 回） 現行計画の目標値の達成状況、めざすべき将来像と課題について ・ 令和 5 年 10 月 12 日（令和 5 年度第 3 回） 将来像実現に向けた方針と施策について ・ 令和 5 年 12 月 25 日（令和 5 年度第 4 回） 淡路島地域公共交通計画（素案）について ・ 令和 6 年 3 月 21 日（令和 5 年度第 5 回） 淡路島地域公共交通計画（案）について ・ 令和 6 年 6 月 27 日（令和 6 年度第 1 回） 令和 7 年度幹線系統補助、フィーダー系統補助の計画認定申請（案）について ・ 令和 7 年 1 月 29 日（令和 6 年度第 2 回） 淡路島地域公共交通計画の変更について ・ 令和 7 年 6 月 25 日（令和 7 年度第 1 回） 令和 8 年度幹線系統補助、フィーダー系統補助の計画認定申請（案）について ・ 令和 8 年 1 月 27 日（令和 7 年度第 2 回） 令和 8 年度フィーダー系統補助の計画変更認定申請（案）について ・ 令和 8 年 6 月 24 日（令和 8 年度第 1 回） 令和 9 年度幹線系統補助、フィーダー系統補助の計画認定申請（案）について
19. 利用者等の意見の反映状況
地域公共交通活性化協議会に利用者代表として地域住民代表者が参画しており、継続的な協議を行っている。 地域公共交通計画の策定にあたっては、パブリックコメントや事業者等に対するヒアリングを実施し、地域住民や関係者の意見を反映した計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 南あわじ市市善光寺 2 2 番地 1

(所 属) 南あわじ市総務企画部市民協働課

(氏 名) 濱岡 寛二

(電 話) 0799-43-5262

(e-mail) kotsu@city.minamiawaji.hyogo.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名			市区町村名		協議会名																年度	
兵庫県			南あわじ市		淡路島地域公共交通活性化協議会																令和 9 年度	

申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 1 0）					
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準ハで該当する要件（別表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表 7 のみ）	
1	淡路市	淡路市	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」）	(1) 淡路市生活観光バス（東浦北淡線）※次年度以降も同様の運行内容で運行予定。	東浦バスターミナル	本四仁井高速バス停前	北淡事務所前	9.7km	9.7km	365.0日	3,347.5回			路線型	令和 3 年度	②(1) 不便地域（法定）	東浦バスターミナル、北淡事務所前バス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス(株)の時計回り・反時計回りと接続	③ 前年度から引き続き運行	
2	淡路市	淡路市	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」）	(2) 淡路市生活観光バス（観光周遊回り）（時計回り）※次年度以降も同様の運行内容で運行予定。	岩屋ポートターミナル	東浦バスターミナル	岩屋ポートターミナル	循環	27.0km	90.0日	720.0回			路線型	令和 1 年度	②(1) 不便地域（法定）	東浦バスターミナルバス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス(株)の時計回り・反時計回りと接続	③ 前年度から引き続き運行	
3	淡路市	淡路市	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」）	(3) 淡路市生活観光バス（観光周遊回り）（反時計回り）※次年度以降も同様の運行内容で運行予定。	岩屋ポートターミナル	東浦バスターミナル	岩屋ポートターミナル	循環	27.0km	90.0日	630.0回			路線型	令和 1 年度	②(1) 不便地域（法定）	東浦バスターミナルバス停で、補助対象地域間幹線系統である本四海峡バス(株)の時計回り・反時計回りと接続	③ 前年度から引き続き運行	
4	洲本市	本四海峡バス株式会社	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバスなど」）	(4) 五色中央ルート※次年度以降も同様の運行内容で運行予定。	洲本バスセンター	たかたクリニック前	高田屋嘉兵衛公園	24.9km	24.9km	359.0日	1,615.5回			路線型	平成 29 年度	① 幹線接続	バス停（洲本バスセンター）にて縦貫線（洲本バスセンター～津名港）と接続	③ 前年度から引き続き運行	
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
兵庫県	南あわじ市	淡路島地域公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	73,357 人
交通不便地域等（人）	83,203 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
41,236 人	洲本市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
41,967 人	淡路市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

運行系統を示した地図

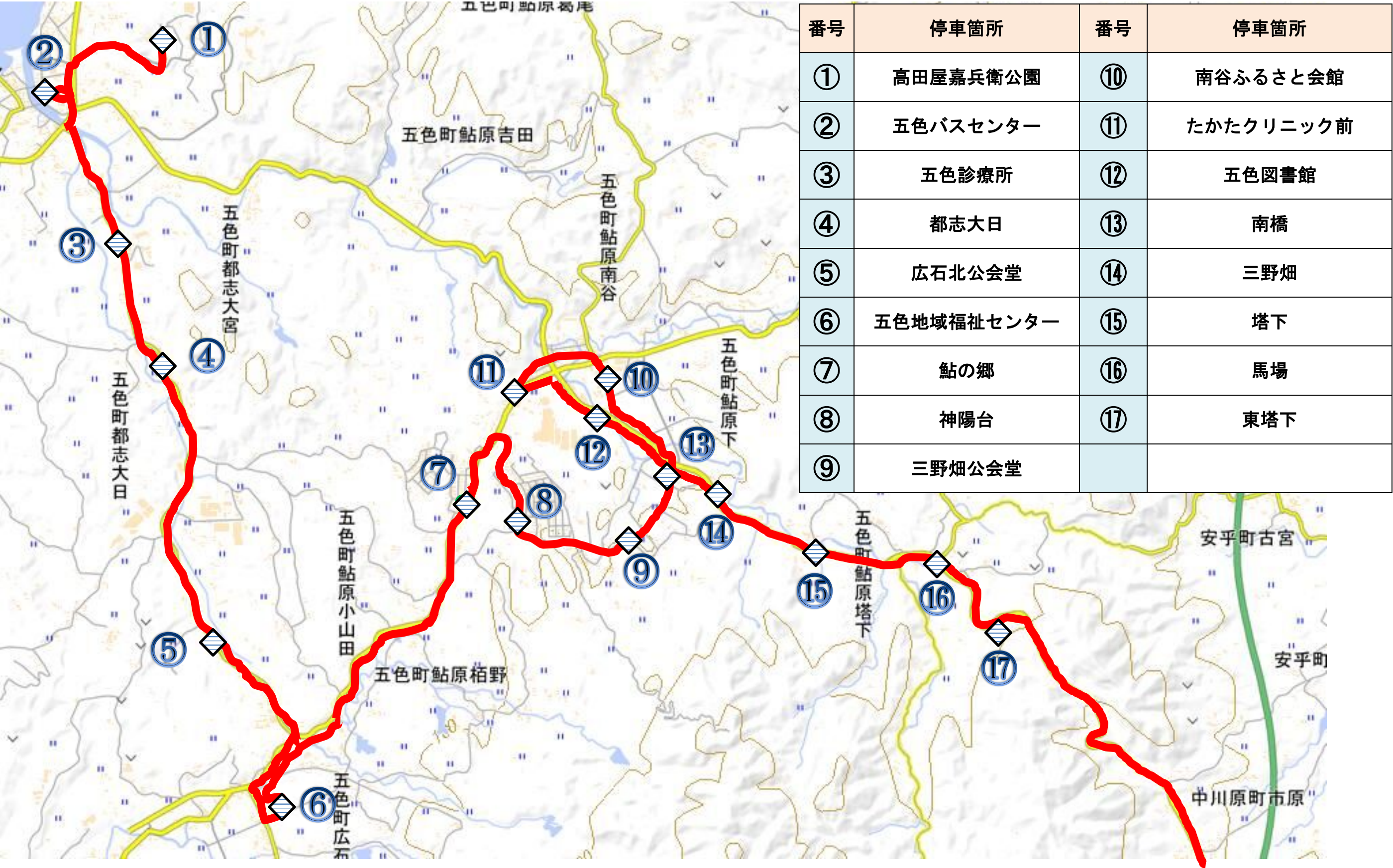
※補助対象地域間幹線系統等との接続点

本四海峡バス線が運行する、時計回り・反時計回りの東浦バスターミナル、北淡事務所前に接続する



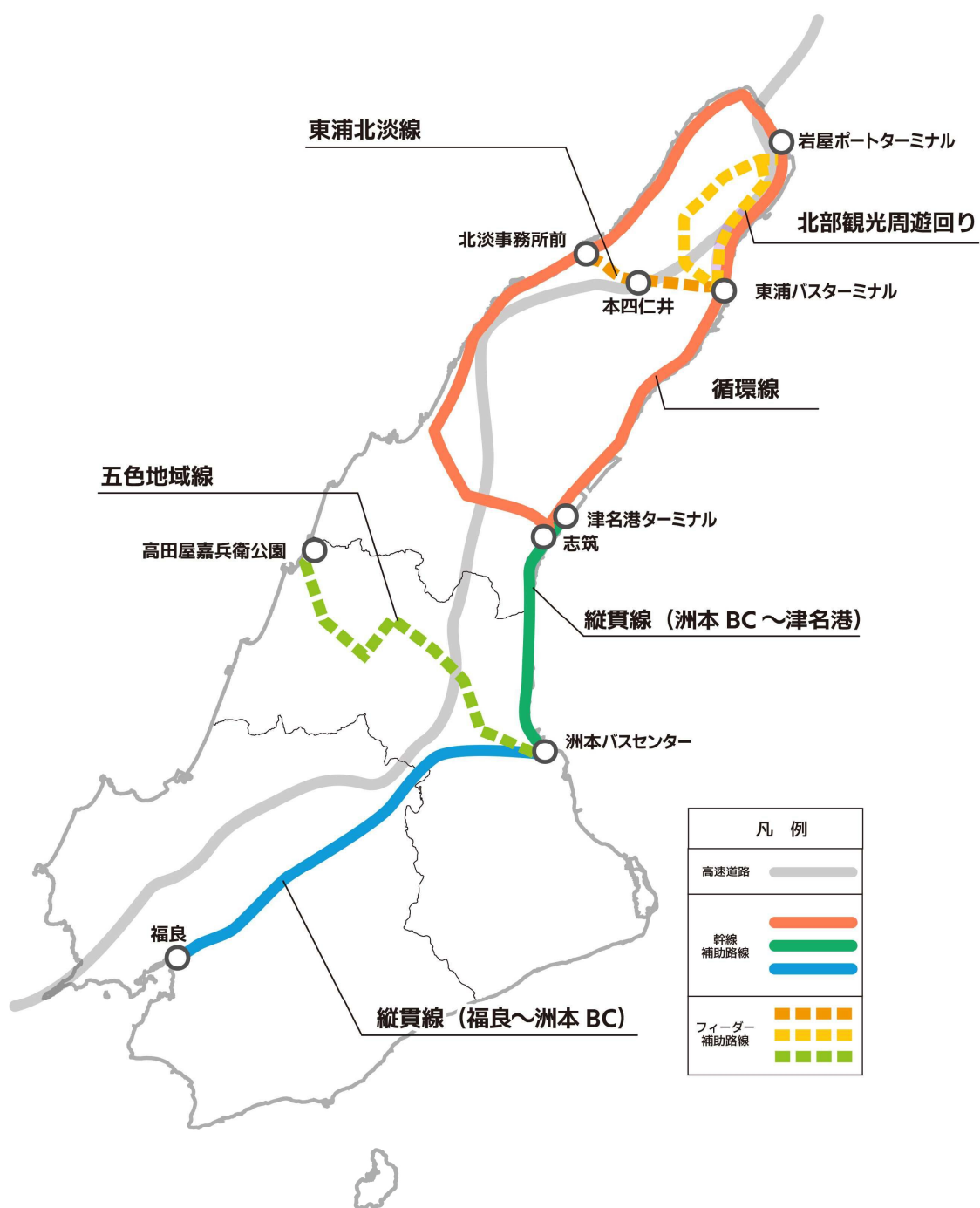
- 1 時計回り
- 2 反時計回り
- 3 東浦北淡線
- 4 観光周遊回り
- 接続点

申請番号（４）五色中央ルート（五色地域線） 路線図





地域公共交通確保維持事業対象路線



申請番号(1)東浦北淡線(東浦→北淡)

平日

2020.10.01改正

全走行距離
184.3

時計回り	東浦BT 発	7:41	8:41	10:45	11:48	13:52	14:47	15:46	16:56	17:54
		0:19	0:49	0:10	0:42	0:03	0:23	0:44	0:44	0:56
学										
反時計回り	東浦BT 発	7:58	8:30	10:13	12:28	13:28	14:53	15:46	16:33	17:58
		0:02	1:00	0:42	0:02	0:27	0:17	0:44	1:07	0:52
学										

No	運行ルート	区間距離 (km)	所要時間 (分)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	走行距離			9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7
	主なバス停			1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
1	ひがしうらばすターミナル 東浦バスターミナル			6:40	8:00	9:30	10:55	12:30	13:55	15:10	16:30	17:40	18:50
2	東浦事務所前	0.7	0:02	6:42	8:02	9:32	10:57	12:32	13:57	15:12	16:32	17:42	18:52
3	ひがしうらばへいせいびょういん前 東浦平成病院前	1.2	0:03	6:45	8:05	9:35	11:00	12:35	14:00	15:15	16:35	17:45	18:55
4	かきほら 柿原	0.7	0:02	6:47	8:07	9:37	11:02	12:37	14:02	15:17	16:37	17:47	18:57
5	こうち 河内	1.4	0:03	6:50	8:10	9:40	11:05	12:40	14:05	15:20	16:40	17:50	19:00
6	ふきもとのきとま 吹き戻しの里前	0.7	0:01	6:51	8:11	9:41	11:06	12:41	14:06	15:21	16:41	17:51	19:01
7	ほんしんこうきくばすてい前 本四仁井高速バス停前	0.6	0:02	6:53	8:13	9:43	11:08	12:43	14:08	15:23	16:43	17:53	19:03
8	にいほんむら 仁井本村	0.6	0:01	6:54	8:14	9:44	11:09	12:44	14:09	15:24	16:44	17:54	19:04
9	あかづち 赤土	0.4	0:01	6:55	8:15	9:45	11:10	12:45	14:10	15:25	16:45	17:55	19:05
10	ながはた 長畠	0.9	0:02	6:57	8:17	9:47	11:12	12:47	14:12	15:27	16:47	17:57	19:07
11	こめやま 米山	1.0	0:02	6:59	8:19	9:49	11:14	12:49	14:14	15:29	16:49	17:59	19:09
12	いしだ 石田	0.6	0:01	7:00	8:20	9:50	11:15	12:50	14:15	15:30	16:50	18:00	19:10
13	あわじこうこうせいもんま 淡路高校正門前	0.3	0:01	7:01	8:21	9:51	11:16	12:51	14:16	15:31	16:51	18:01	19:11
14	ほくたんだむしよま 北淡事務所前	0.6	0:03	7:04	8:24	9:54	11:19	12:54	14:19	15:34	16:54	18:04	19:14
運行時間				9.7	0:24	0:24	0:24	0:24	0:24	0:24	0:24	0:24	0:24
休憩時間													
				0:10	0:10	0:20	0:25	0:15	0:10	0:20	0:10	0:15	0:05

時計回り	北淡事 発	9:30	9:30	10:42	11:41	13:49	14:48	15:58	17:55	19:00	19:39
		2:26	1:06	0:48	0:22	0:55	0:29	0:24	1:01	0:56	0:25
学											
反時計回り	北淡事 発	9:28	9:28	10:23	11:23	13:41	15:53	15:53	17:41	18:57	19:57
		2:24	1:04	0:29	0:04	0:47	1:34	0:19	0:47	0:53	0:43

申請番号(1)東浦北淡線(北淡→東浦)

時計回り	北淡事 発	8:23	9:25	11:41	12:51	13:49	14:48	16:56	17:55	19:00
		0:11	0:49	0:03	0:18	0:40	1:06	0:08	0:24	0:19
学										
反時計回り	北淡事 発	8:30	10:13	11:33	12:28	13:28	15:46	16:33	17:58	18:58
		0:04	0:01	0:11	0:41	1:01	0:08	0:31	0:21	0:21
学										

NO	運行ルート	区間距離 (km)	所要時間 (分)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	走行距離			9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7
	主なバス停			1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	9便
1	ほくたんだむしよま 北淡事務所前	0.6	0:02	8:34	10:14	11:44	13:09	14:29	15:54	17:04	18:19	19:19	19:19
2	あわじこうこうせいもんま 淡路高校正門前	0.3	0:01	8:36	10:16	11:46	13:11	14:31	15:56	17:06	18:21	19:21	19:21
3	いしだ 石田	0.6	0:01	8:37	10:17	11:47	13:12	14:32	15:57	17:07	18:22	19:22	19:22
4	こめやま 米山	1.0	0:02	8:38	10:18	11:48	13:13	14:33	15:58	17:08	18:23	19:23	19:23
5	ながはた 長畠	0.9	0:02	8:40	10:20	11:50	13:15	14:35	16:00	17:10	18:25	19:25	19:25
6	あかづち 赤土	0.4	0:01	8:42	10:22	11:52	13:17	14:37	16:02	17:12	18:27	19:27	19:27
7	にいほんむら 仁井本村	0.6	0:02	8:43	10:23	11:53	13:18	14:38	16:03	17:13	18:28	19:28	19:28
8	ほんしんこうきくばすてい前 本四仁井高速バス停前	0.6	0:01	8:45	10:25	11:55	13:20	14:40	16:05	17:15	18:30	19:30	19:30
9	ふきもとのきとま 吹き戻しの里前	0.7	0:01	8:46	10:26	11:56	13:21	14:41	16:06	17:16	18:31	19:31	19:31
10	こうち 河内	1.4	0:03	8:47	10:27	11:57	13:22	14:42	16:07	17:17	18:32	19:32	19:32
11	かきほら 柿原	0.7	0:02	8:50	10:30	12:00	13:25	14:45	16:10	17:20	18:35	19:35	19:35
12	ひがしうらばへいせいびょういん前 東浦平成病院前	1.2	0:03	8:52	10:32	12:02	13:27	14:47	16:12	17:22	18:37	19:37	19:37
13	東浦事務所前	0.7	0:05	8:55	10:35	12:05	13:30	14:50	16:15	17:25	18:40	19:40	19:40
14	ひがしうらばすターミナル 東浦バスターミナル			9:00	10:40	12:10	13:35	14:55	16:20	17:30	18:45	19:45	19:45
運行時間				9.7	0:26	0:26	0:26	0:26	0:26	0:26	0:26	0:26	0:26
休憩時間													
				0:30	0:15	0:20	0:20	0:15	0:10	0:10	0:05	0:05	0:05

時計回り	東浦BT 発	9:40	9:40	11:48	12:42	13:52	15:49	16:59	17:57	18:56	20:01
		9:40	0:40	1:08	0:32	0:17	0:54	0:39	0:27	0:11	0:16
学											
反時計回り	東浦BT 発	10:13	10:13	11:33	12:28	14:53	15:46	16:33	17:58	18:58	20:46
		10:13	1:13	0:53	0:18	1:18	0:51	0:13	0:28	0:13	1:01

申請番号(1) 東浦北淡線(東浦→北淡)

土日祝

2020.10.01改正

全走行距離
164.9

時計回り	東浦BT 発
------	--------

7:46	9:52	10:54	11:47	13:54	14:46	15:51	17:44
0:44	0:03	0:31	0:58	0:06	0:34	0:39	0:06

反時計回り	東浦BT 発
-------	--------

8:26	9:16	11:20	12:23	13:33	14:28	16:23	17:23
0:04	0:39	0:05	0:22	0:27	0:52	0:07	0:27

No	運行ルート 走行距離	区間距離 (km)	所要時間 (分)	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	主なバス停			1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
1	ひがしうらばすターミナル 東浦バスターミナル	0.7	0:02	7:00	8:30	9:55	11:25	12:45	14:00	15:20	16:30	17:50
2	ひがしうらばしよまえ 東浦事務所前	1.2	0:03	7:02	8:32	9:57	11:27	12:47	14:02	15:22	16:32	17:52
3	ひがしうらへいびいひょういんまえ 東浦平成病院前	0.7	0:02	7:05	8:35	10:00	11:30	12:50	14:05	15:25	16:35	17:55
4	かきはら 柿原	1.4	0:03	7:07	8:37	10:02	11:32	12:52	14:07	15:27	16:37	17:57
5	こうち 河内	0.7	0:01	7:10	8:40	10:05	11:35	12:55	14:10	15:30	16:40	18:00
6	ふきもどしのさとまえ 吹き戻しの里前	0.6	0:02	7:11	8:41	10:06	11:36	12:56	14:11	15:31	16:41	18:01
7	ほんしにいこうそくばすていまえ 本四仁井高速バス停前	0.6	0:01	7:13	8:43	10:08	11:38	12:58	14:13	15:33	16:43	18:03
8	にいほんむら 仁井本村	0.4	0:01	7:14	8:44	10:09	11:39	12:59	14:14	15:34	16:44	18:04
9	あかつち 赤土	0.9	0:02	7:15	8:45	10:10	11:40	13:00	14:15	15:35	16:45	18:05
10	ながはたけ 長畠	1.0	0:02	7:17	8:47	10:12	11:42	13:02	14:17	15:37	16:47	18:07
11	こめやま 米山	0.6	0:01	7:19	8:49	10:14	11:44	13:04	14:19	15:39	16:49	18:09
12	いしだ 石田	0.3	0:01	7:20	8:50	10:15	11:45	13:05	14:20	15:40	16:50	18:10
13	あわじこうこうけいもんまえ 淡路高校正門前	0.6	0:03	7:21	8:51	10:16	11:46	13:06	14:21	15:41	16:51	18:11
14	ほくだんむしよまえ 北淡事務所前			7:24	8:54	10:19	11:49	13:09	14:24	15:44	16:54	18:14
運行時間				9.7	0:24	0:24	0:24	0:24	0:24	0:24	0:24	0:24
休憩時間				0:20	0:20	0:20	0:20	0:15	0:15	0:10	0:15	0:10

時計回り	北淡事 発	9:33	9:33	10:42	12:44	13:37	14:46	15:49	17:41	18:43
		2:09	0:39	0:23	0:55	0:28	0:22	0:05	0:47	0:29

反時計回り	北淡事 発	9:28	9:28	10:31	12:31	13:38	14:31	16:33	17:35	18:33
		2:04	0:34	0:12	0:42	0:29	0:07	0:49	0:41	0:19

申請番号(1) 東浦北淡線(北淡→東浦)

時計回り	北淡事 発
------	-------

8:38	9:33	11:42	12:44	13:37	15:49	16:36	17:41
0:36	1:06	0:27	0:40	1:02	0:05	0:33	0:43

反時計回り	北淡事 発
-------	-------

8:36	10:31	11:36	12:31	14:31	15:31	16:33	17:35
0:38	0:08	0:33	0:53	0:08	0:23	0:36	0:49

NO	運行ルート 走行距離	区間距離 (km)	所要時間 (分)	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	主なバス停			1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	
1	ほくだんむしよまえ 北淡事務所前	0.6	0:02	9:14	10:39	12:09	13:24	14:39	15:54	17:09	18:24	
2	あわじこうこうけいもんまえ 淡路高校正門前	0.3	0:01	9:16	10:41	12:11	13:26	14:41	15:56	17:11	18:26	
3	いしだ 石田	0.6	0:01	9:17	10:42	12:12	13:27	14:42	15:57	17:12	18:27	
4	こめやま 米山	1.0	0:02	9:18	10:43	12:13	13:28	14:43	15:58	17:13	18:28	
5	ながはたけ 長畠	0.9	0:02	9:20	10:45	12:15	13:30	14:45	16:00	17:15	18:30	
6	あかつち 赤土	0.4	0:01	9:22	10:47	12:17	13:32	14:47	16:02	17:17	18:32	
7	にいほんむら 仁井本村	0.6	0:02	9:23	10:48	12:18	13:33	14:48	16:03	17:18	18:33	
8	ほんしにいこうそくばすていまえ 本四仁井高速バス停前	0.6	0:01	9:25	10:50	12:20	13:35	14:50	16:05	17:20	18:35	
9	ふきもどしのさとまえ 吹き戻しの里前	0.7	0:01	9:26	10:51	12:21	13:36	14:51	16:06	17:21	18:36	
10	こうち 河内	1.4	0:03	9:27	10:52	12:22	13:37	14:52	16:07	17:22	18:37	
11	かきはら 柿原	0.7	0:02	9:30	10:55	12:25	13:40	14:55	16:10	17:25	18:40	
12	ひがしうらへいびいひょういんまえ 東浦平成病院前	1.2	0:03	9:32	10:57	12:27	13:42	14:57	16:12	17:27	18:42	
13	ひがしうらばしよまえ 東浦事務所前	0.7	0:05	9:35	11:00	12:30	13:45	15:00	16:15	17:30	18:45	
14	ひがしうらばすターミナル 東浦バスターミナル			9:40	11:05	12:35	13:50	15:05	16:20	17:35	18:50	
運行時間				9.7	0:26	0:26	0:26	0:26	0:26	0:26	0:26	0:26
休憩時間				0:15	0:20	0:10	0:10	0:15	0:10	0:15	0:15	0:10

時計回り	東浦BT 発	9:54	11:49	12:53	13:56	15:51	16:55	17:49	18:54
		0:14	0:44	0:18	0:06	0:46	0:35	0:14	0:04

反時計回り	東浦BT 発	10:28	11:20	13:28	14:28	15:30	16:23	18:25	19:19
		0:48	0:15	0:53	0:38	0:25	0:03	0:50	0:29

2026.3.1 改正

申請番号（２）、（３）観光周遊回り

7.5便/往復 3月～11月 休日（土日祝日）限定

観光周遊回り（時計回り）

	バス停留所	区間距離 (km)	発車時刻							
1	岩屋ポートターミナル	3.6	9:30	10:55	12:00	12:50	13:50	14:50	15:25	16:25
2	国営明石海峡公園淡路口前		9:37	11:02	12:07	12:57	13:57	14:57	15:32	16:32
3	淡路夢舞台前	2.3	9:44	11:09	12:14	13:04	14:04	15:04	15:39	16:39
4	大磯ユースアールエー前	1.0	9:46	11:11	12:16	13:06	14:06	15:06	15:41	16:41
5	立石川	1.0	9:48	11:13	12:18	13:08	14:08	15:08	15:43	16:43
6	東浦バスターミナル	1.6	9:53	11:18	12:23	13:13	14:13	15:13	15:48	16:48
7	ハーモニーファーム淡路	4.6	10:04	11:29	12:34	13:24	14:24	15:24	15:59	16:59
8	あわじ花さじき	0.6	10:07	11:32	12:37	13:27	14:27	15:27	16:02	17:02
9	淡路カントリーガーデン	1.0	10:08	11:33	12:38	13:28	14:28	15:28	16:03	17:03
10	県立淡路景観園芸学校	1.4	10:11	11:36	12:41	13:31	14:31	15:31	16:06	17:06
11	Awaji Nature Lab & Resort	0.5	10:12	11:37	12:42	13:32	14:32	15:32	16:07	17:07
12	グリナリウム淡路島	2.0	10:14	11:39	12:44	13:34	14:34	15:34	16:09	17:09
13	禅坊靖寧前	1.0	10:16	11:41	12:46	13:36	14:36	15:36	16:11	17:11
14	県立淡路島公園	1.7	10:20	11:45	12:50	13:40	14:40	15:40	16:15	17:15
15	淡路ハイウェイオアシス・A2駐車場	1.4	10:23	11:48	12:53	13:43	14:43	15:43	16:18	17:18
16	淡路インターチェンジ高速バス停前	0.6	10:24	11:49	12:54	13:44	14:44	15:44	16:19	17:19
17	岩屋ポートターミナル	2.7	10:33	11:58	13:03	13:53	14:53	15:53	16:28	17:28
所要時分		27.0	1:03	1:03	1:03	1:03	1:03	1:03	1:03	1:03

観光周遊回り（反時計回り）

	バス停留所	区間距離 (km)	発車時刻						
1	岩屋ポートターミナル	2.7	9:25	10:05	11:00	12:50	14:40	16:40	17:00
2	淡路インターチェンジ高速バス停前		9:33	10:13	11:08	12:58	14:48	16:48	17:08
3	ハイウェイオアシス・A1駐車場	0.6	9:34	10:14	11:09	12:59	14:49	16:49	17:09
4	県立淡路島公園	1.4	9:39	10:19	11:14	13:04	14:54	16:54	17:14
5	禅坊靖寧前	1.7	9:41	10:21	11:16	13:06	14:56	16:56	17:16
6	グリナリウム淡路島	1.0	9:44	10:24	11:19	13:09	14:59	16:59	17:19
7	県立淡路景観園芸学校	2.5	9:47	10:27	11:22	13:12	15:02	17:02	17:22
8	Awaji Nature Lab & Resort	0.5	9:48	10:28	11:23	13:13	15:03	17:03	17:23
9	淡路カントリーガーデン	0.9	9:50	10:30	11:25	13:15	15:05	17:05	17:25
10	あわじ花さじき	1.0	9:55	10:35	11:30	13:20	15:10	17:10	17:30
11	ハーモニーファームあわじ	0.6	9:56	10:36	11:31	13:21	15:11	17:11	17:31
12	東浦バスターミナル	4.6	10:08	10:48	11:43	13:33	15:23	17:23	17:43
13	立石川	1.0	10:10	10:50	11:45	13:35	15:25	17:25	17:45
14	大磯ユースアールエー前	1.0	10:12	10:52	11:47	13:37	15:27	17:27	17:47
15	淡路夢舞台前・国営明石海峡公園前	1.6	10:16	10:56	11:51	13:41	15:31	17:31	17:51
16	国営明石海峡公園淡路口前	2.3	10:21	11:01	11:56	13:46	15:36	17:36	17:56
17	岩屋ポートターミナル	3.6	10:28	11:08	12:03	13:53	15:43	17:43	18:03
所要時分		27.0	1:03	1:03	1:03	1:03	1:03	1:03	1:03

■ 五色地域コミュニティバス 運行ダイヤ(案)

●下り便 運行ダイヤ

停車箇所	前バス停からの距離(km)	区間時分	1便	2便	3便	4便	5便
洲本バスセンター			6:50	10:00	12:25	14:50	17:20
洲本市役所	0.4	0:02	6:52	10:02	12:27	14:52	17:22
築地町	0.3	0:03	6:55	10:05	12:30	14:55	17:25
洲本車庫前	0.8	0:03	6:58	10:08	12:33	14:58	17:28
下加茂	0.7	0:02	7:00	10:10	12:35	15:00	17:30
三木田口	1.7	0:04	7:04	10:14	12:39	15:04	17:34
安田橋	0.6	0:01	7:05	10:15	12:40	15:05	17:35
安坂	0.7	0:01	7:06	10:16	12:41	15:06	17:36
市原口	0.5	0:01	7:07	10:17	12:42	15:07	17:37
岡本	0.8	0:01	7:08	10:18	12:43	15:08	17:38
市原	0.6	0:01	7:09	10:19	12:44	15:09	17:39
薬師前	0.5	0:01	7:10	10:20	12:45	15:10	17:40
東塔下	1.9	0:03	7:13	10:23	12:48	15:13	17:43
馬場	0.6	0:01	7:14	10:24	12:49	15:14	17:44
塔下	0.5	0:01	7:15	10:25	12:50	15:15	17:45
三野畑	0.8	0:01	7:16	10:26	12:51	15:16	17:46
南橋	0.6	0:01	7:17	10:27	12:52	15:17	17:47
五色図書館	0.5	0:01	7:18	10:28	12:53	15:18	17:48
たかたクリニック前	0.5	0:01	7:19	10:29	12:54	15:19	17:49
南谷ふるさと会館	0.6	0:02	7:21	10:31	12:56	15:21	17:51
三野畑公会堂	1.4	0:03	7:24	10:34	12:59	15:24	17:54
神陽台	0.6	0:02	7:26	10:36	13:01	15:26	17:56
鮎の郷	1.1	0:02	7:28	10:38	13:03	15:28	17:58
五色地域福祉センター	2.3	0:04	7:32	10:42	13:07	15:32	18:02
広石北公会堂	1.3	0:02	7:34	10:44	13:09	15:34	18:04
都志大日	1.6	0:01	7:35	10:45	13:10	15:35	18:05
五色診療所	0.8	0:01	7:36	10:46	13:11	15:36	18:06
五色バスセンター	1.2	0:02	7:38	10:48	13:13	15:38	18:08
高田屋嘉兵衛公園	1.0	0:03	7:41	10:51	13:16	15:41	18:11
24.9		0:51	0:51	0:51	0:51	0:51	0:51

●上り便 運行ダイヤ

停車箇所	前バス停からの距離(km)	区間時分	1便	2便	3便	4便
高田屋嘉兵衛公園			7:50	11:10	13:45	16:10
五色バスセンター	1.0	0:03	7:53	11:13	13:48	16:13
五色診療所	1.2	0:03	7:56	11:16	13:51	16:16
都志大日	0.8	0:01	7:57	11:17	13:52	16:17
広石北公会堂	1.6	0:01	7:58	11:18	13:53	16:18
五色地域福祉センター	1.3	0:03	8:01	11:21	13:56	16:21
鮎の郷	2.3	0:04	8:05	11:25	14:00	16:25
神陽台	1.1	0:02	8:07	11:27	14:02	16:27
三野畑公会堂	0.6	0:01	8:08	11:28	14:03	16:28
南谷ふるさと会館	1.4	0:03	8:11	11:31	14:06	16:31
たかたクリニック前	0.6	0:02	8:13	11:33	14:08	16:33
五色図書館	0.5	0:02	8:15	11:35	14:10	16:35
南橋	0.5	0:01	8:16	11:36	14:11	16:36
三野畑	0.6	0:01	8:17	11:37	14:12	16:37
塔下	0.8	0:01	8:18	11:38	14:13	16:38
馬場	0.5	0:01	8:19	11:39	14:14	16:39
東塔下	0.6	0:01	8:20	11:40	14:15	16:40
薬師前	1.9	0:03	8:23	11:43	14:18	16:43
市原	0.5	0:01	8:24	11:44	14:19	16:44
岡本	0.6	0:01	8:25	11:45	14:20	16:45
市原口	0.8	0:01	8:26	11:46	14:21	16:46
安坂	0.5	0:01	8:27	11:47	14:22	16:47
安田橋	0.6	0:01	8:28	11:48	14:23	16:48
三木田口	0.7	0:01	8:29	11:49	14:24	16:49
下加茂	1.7	0:03	8:32	11:52	14:27	16:52
洲本車庫前	0.7	0:01	8:33	11:53	14:28	16:53
築地町	0.8	0:03	8:36	11:56	14:31	16:56
洲本市役所	0.3	0:02	8:38	11:58	14:33	16:58
洲本バスセンター	0.4	0:03	8:41	12:01	14:36	17:01
	24.9	0:51	0:51	0:51	0:51	0:51

R8年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
			9.5	9.5	8.5	8.5
5	6	7	8	9	10	11
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
12	13	14	15	16	17	18
8.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
19	20	21	22	23	24	25
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
26	27	28	29	30	31	
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	

R8年11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
						8.5
2	3	4	5	6	7	8
9.5	8.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
9	10	11	12	13	14	15
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
16	17	18	19	20	21	22
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
23	24	25	26	27	28	29
8.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
30						
9.5						

10月31日284.5回

11月30日274.回

R8年12月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
7	8	9	10	11	12	13
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
14	15	16	17	18	19	20
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
21	22	23	24	25	26	27
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
28	29	30	31			
9.5	9.5	9.5	9.5			

R9年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
				8.5	8.5	8.5
4	5	6	7	8	9	10
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
11	12	13	14	15	16	17
8.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
18	19	20	21	22	23	24
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
25	26	27	28	29	30	31
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5

12月31日286.5回

1月31日282.5回

R9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
8	9	10	11	12	13	14
9.5	9.5	9.5	8.5	9.5	8.5	8.5
15	16	17	18	19	20	21
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
22	23	24	25	26	27	28
9.5	8.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5

R9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
8	9	10	11	12	13	14
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
15	16	17	18	19	20	21
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
22	23	24	25	26	27	28
8.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
29	30	31				
9.5	9.5	9.5				

2月28日256.回

3月31日285.5回

R9年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
			9.5	9.5	8.5	8.5
5	6	7	8	9	10	11
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
12	13	14	15	16	17	18
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
19	20	21	22	23	24	25
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
26	27	28	29	30		
9.5	9.5	9.5	8.5	9.5		

R9年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
					8.5	8.5
3	4	5	6	7	8	9
8.5	8.5	8.5	9.5	9.5	8.5	8.5
10	11	12	13	14	15	16
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
17	18	19	20	21	22	23
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
24	25	26	27	28	29	30
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
31						
9.5						

4月30日276.回

5月31日281.5回

R9年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
7	8	9	10	11	12	13
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
14	15	16	17	18	19	20
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
21	22	23	24	25	26	27
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
28	29	30				
9.5	9.5	9.5				

R9年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
			9.5	9.5	8.5	8.5
5	6	7	8	9	10	11
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
12	13	14	15	16	17	18
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
19	20	21	22	23	24	25
8.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
26	27	28	29	30	31	
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	

6月30日277.回

7月31日284.5回

R9年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
						8.5
2	3	4	5	6	7	8
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
9	10	11	12	13	14	15
9.5	9.5	8.5	9.5	9.5	8.5	8.5
16	17	18	19	20	21	22
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
23	24	25	26	27	28	29
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
30	31					
9.5	9.5					

R9年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
		9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
6	7	8	9	10	11	12
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
13	14	15	16	17	18	19
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	8.5	8.5
20	21	22	23	24	25	26
8.5	9.5	9.5	8.5	9.5	8.5	8.5
27	28	29	30			
9.5	9.5	9.5	9.5			

8月31日284.5回

9月30日275.回

R8年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3 ₈	4 ₈
5	6	7	8	9	10 ₈	11 ₈
12 ₈	13	14	15	16	17 ₈	18 ₈
19	20	21	22	23	24 ₈	25 ₈
26	27	28	29	30	31 ₈	

R8年12月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

R9年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3 ₈	4 ₈
5	6	7	8	9	10 ₈	11 ₈
12	13	14	15	16	17 ₈	18 ₈
19	20	21	22	23	24 ₈	25 ₈
26	27	28	29 ₈	30		

R9年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5 ₈	6 ₈
7	8	9	10	11	12 ₈	13 ₈
14	15	16	17	18	19 ₈	20 ₈
21	22	23	24	25	26 ₈	27 ₈
28	29	30				

R9年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1 ₈
2	3	4	5	6	7 ₈	8 ₈
9	10	11 ₈	12	13	14 ₈	15 ₈
16	17	18	19	20	21 ₈	22 ₈
23	24	25	26	27	28 ₈	29 ₈
30	31					

R8年11月

月	火	水	木	金	土	日
						1 ₈
2	3 ₈	4	5	6	7 ₈	8 ₈
9	10	11	12	13	14 ₈	15 ₈
16	17	18	19	20	21 ₈	22 ₈
23 ₈	24	25	26	27	28 ₈	29 ₈
30						

R9年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6 ₈	7 ₈
8	9	10	11	12	13 ₈	14 ₈
15	16	17	18	19	20 ₈	21 ₈
22 ₈	23	24	25	26	27 ₈	28 ₈
29	30	31				

R9年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1 ₈	2 ₈
3 ₈	4 ₈	5 ₈	6	7	8 ₈	9 ₈
10	11	12	13	14	15 ₈	16 ₈
17	18	19	20	21	22 ₈	23 ₈
24	25	26	27	28	29 ₈	30 ₈
31						

R9年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3 ₈	4 ₈
5	6	7	8	9	10 ₈	11 ₈
12	13	14	15	16	17 ₈	18 ₈
19 ₈	20	21	22	23	24 ₈	25 ₈
26	27	28	29	30	31 ₈	

R9年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4 ₈	5 ₈
6	7	8	9	10	11 ₈	12 ₈
13	14	15	16	17	18 ₈	19 ₈
20 ₈	21	22	23 ₈	24	25 ₈	26 ₈
27	28	29	30			

10月 10日 80.回

11月 11日 88.回

12月 日 .回

1月 日 .回

2月 日 .回

3月 9日 72.回

4月 9日 72.回

5月 13日 104.回

6月 8日 64.回

7月 10日 80.回

8月 10日 80.回

9月 10日 80.回

R8年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R8年11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

10月	10日	70.回
11月	11日	77.回

R8年12月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R9年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12月	日	.回
1月	日	.回

R9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

R9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月	日	.回
3月	9日	63.回

R9年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R9年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月	9日	63.回
5月	13日	91.回

R9年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

R9年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月	8日	56.回
7月	10日	70.回

R9年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R9年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

8月	10日	70.回
9月	10日	70.回

R8年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
			4.5	4.5	4.5	4.5
5	6	7	8	9	10	11
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
12	13	14	15	16	17	18
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
19	20	21	22	23	24	25
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
26	27	28	29	30	31	
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	

R8年11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
						4.5
2	3	4	5	6	7	8
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
9	10	11	12	13	14	15
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
16	17	18	19	20	21	22
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
23	24	25	26	27	28	29
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
30						
4.5						

10月 31日 139.5回

11月 30日 135.回

R8年12月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
7	8	9	10	11	12	13
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
14	15	16	17	18	19	20
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
21	22	23	24	25	26	27
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
28	29	30	31			
4.5						

R9年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
11	12	13	14	15	16	17
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
18	19	20	21	22	23	24
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
25	26	27	28	29	30	31
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5

12月 28日 126.回

1月 28日 126.回

R9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
8	9	10	11	12	13	14
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
15	16	17	18	19	20	21
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
22	23	24	25	26	27	28
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5

R9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
8	9	10	11	12	13	14
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
15	16	17	18	19	20	21
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
22	23	24	25	26	27	28
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
29	30	31				
4.5	4.5	4.5				

2月 28日 126.回

3月 31日 139.5回

R9年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
			4.5	4.5	4.5	4.5
5	6	7	8	9	10	11
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
12	13	14	15	16	17	18
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
19	20	21	22	23	24	25
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
26	27	28	29	30		
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5		

R9年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
					4.5	4.5
3	4	5	6	7	8	9
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
10	11	12	13	14	15	16
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
17	18	19	20	21	22	23
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
24	25	26	27	28	29	30
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
31						
4.5						

4月 30日 135.回

5月 31日 139.5回

R9年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
7	8	9	10	11	12	13
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
14	15	16	17	18	19	20
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
21	22	23	24	25	26	27
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
28	29	30				
4.5	4.5	4.5				

R9年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
			4.5	4.5	4.5	4.5
5	6	7	8	9	10	11
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
12	13	14	15	16	17	18
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
19	20	21	22	23	24	25
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
26	27	28	29	30	31	
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	

6月 30日 135.回

7月 31日 139.5回

R9年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
						4.5
2	3	4	5	6	7	8
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
9	10	11	12	13	14	15
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
16	17	18	19	20	21	22
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
23	24	25	26	27	28	29
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
30	31					
4.5	4.5					

R9年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
		4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
6	7	8	9	10	11	12
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
13	14	15	16	17	18	19
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
20	21	22	23	24	25	26
4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
27	28	29	30			
4.5	4.5	4.5	4.5			

8月 31日 139.5回

9月 30日 135.回

淡路島地域公共交通計画 概要版

■ 計画の目的

淡路島が将来にわたって地域の活力を維持していくためには、人々の暮らしや活動を支える地域公共交通ネットワークの形成と交通サービスの維持・改善が不可欠です。

淡路島においては地域公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的として、「淡路島地域公共交通活性化協議会」を設置し、2018（平成 30）年 3 月に「淡路島地域公共交通網形成計画」を策定しました。網形成計画策定以降、課題解決に向けた様々な取組みを進めていますが、地域公共交通を取り巻く状況は一層厳しさを増しています。このため、地域公共交通にかかわる各主体、すなわち、利用する地域の住民、サービスを提供する交通事業者、そして市をはじめとした行政等の関係者が、望ましい姿を再確認し、共有する必要があります。

今回策定する「淡路島地域公共交通計画」は、これらの望ましい姿を共有したうえで、それぞれの役割を再認識し、それぞれができることを理解し、総合的に地域公共交通政策を展開していくための道しるべを示すことを目的としています。

■ 計画の位置づけ

本計画は淡路島にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするマスタープランの役割を果たすものです。淡路島各市の総合計画や兵庫県の淡路地域ビジョン、その他のまちづくりや交通に関する計画と整合、連携を図りながら、地域公共交通政策の方向性等を定めるとともに、住民、交通事業者、企業、団体、行政等地域の人々が一体となって取り組む諸施策を示し、持続可能な地域公共交通の実現をめざします。

■ 基本的な方針

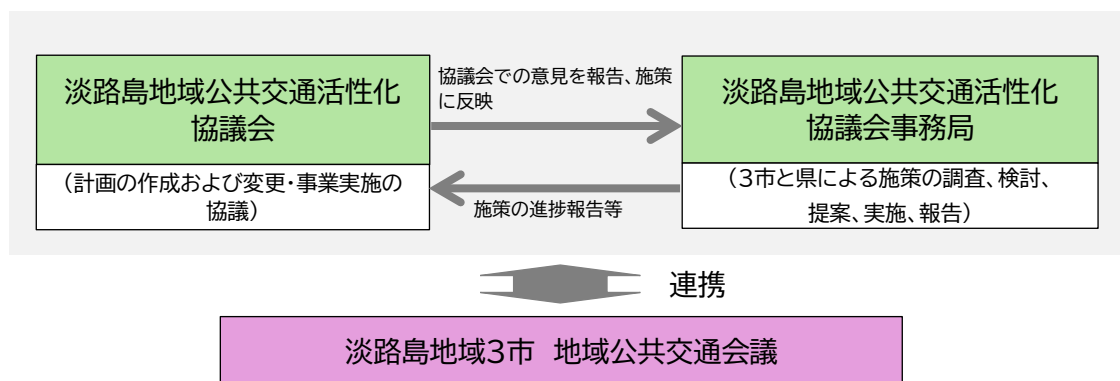
住民が安心して暮らし、地域内外の人々が交流する活気あふれる地域であるためには、誰も（住民、来訪者）がそれぞれの目的に応じて円滑に移動できる環境が必要です。その環境を実現し、将来にわたって維持するため、今後の人口減少、高齢者の増加、観光客の増加等に対応した、わかりやすく、使いやすい地域公共交通網の構築をめざします。

**誰も（住民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通の実現
～クルマがなくても、生活・周遊できるネットワークの実現～**

■ 計画の推進体制

淡路島地域公共交通活性化協議会では、各事業主体の取組みや事業費、費用対効果など進捗状況の確認を行うとともに、計画に基づく施策の総合調整を行います。

事業主体間の連携や調整が必要な施策については、3市と県の交通政策担当課により構成する淡路島地域公共交通活性化協議会事務局において、施策の調査・検討、実施、検証等を行い、協議会に報告を行います。また、各市地域公共交通会議においては、本計画を踏まえ、施策・事業の推進を図ります。



■ 地域公共交通ネットワークの将来像

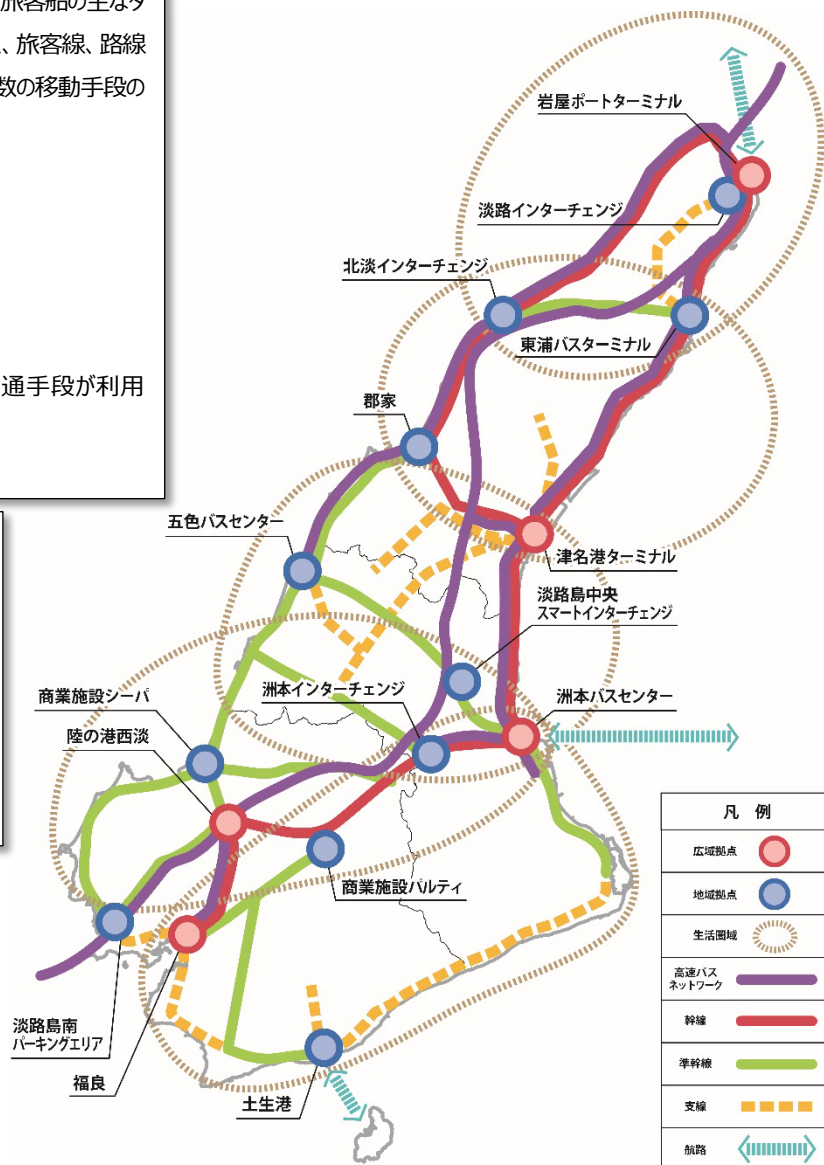
地域公共交通ネットワークの将来像は、住民及び来訪者の広域移動から地域内移動までの多様な移動に対して、高速バスネットワークや幹線、準幹線、支線等が役割に基づく階層性をもち、交通結節点で円滑に接続する、持続可能な地域公共交通ネットワークをめざします。

○ 広域拠点： 島外からの交通機関である高速バス、旅客船の主なターミナルで淡路島の玄関口。高速バス、旅客線、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の複数の移動手段の乗換拠点。

- ・ 乗り換え・観光・宿泊施設等の案内ができること
- ・ 駐車場、駐輪場、タクシーベイが整備されていること
- ・ 待合施設があること
- ・ トイレがあること
- ・ 券売所、案内所があること
- ・ レンタサイクル、レンタカーなど多様なバス以外の交通手段が利用できること
- ・ 飲食、物販機能があること

● 地域拠点： 高速バス、路線バス、コミュニティバス等、複数の移動手段の乗換拠点。

- ・ 観光案内、交通案内等の表示があること
- ・ 駐車場、駐輪場が整備されていること
- ・ 上屋、ベンチがあること
- ・ トイレがあること
- ・ 自動販売機等の飲食機能があること



		ネットワークを担う 主な交通機関	役割
公共 交通	高速バスネットワーク	高速バス	島内と島外を結ぶ広域交通の軸。
	幹線	年間利用者数 5 万人以上の路線バス・コミュニティバス	島内の広域拠点を結ぶ島内移動ネットワークの主軸。
	準幹線	年間利用者数 1 万人以上、5 万人未満の路線バス・コミュニティバス	広域拠点と地域拠点を結ぶ、幹線を補完する軸。
	支線	年間利用者数 1 万人未満のコミュニティバス・自主運行バス	幹線や拠点と周辺地域を結ぶ、地域の移動を支える軸。
	その他	船舶	島内と島外や離島を結ぶ、生活を支える軸。
		タクシー	幹線、準幹線、支線を補完して、多様な移動ニーズに応える。
福祉交通		福祉有償運送・介護タクシー等	公共交通で対応できない方の輸送手段。

■ 目標達成に向けた施策

目標 1 取組を推進していくための体制づくり

1-1 3市による統一的な推進体制の構築	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●統一的な推進体制の構築とコミュニティバスの統合に向け検討	行政	検討・調整〈可能なものから実施〉					

目標 2 利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成

	指標	単位	基準値	目標値 2028 (令和 10)年度
目標値 1	路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	人	635,458 (2023 (令和 5) 年)	532,000
目標値 2	路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額	円	470.9 (2022 (令和 4) 年)	470.9

2-1 幹線、準幹線、支線等の路線の役割に応じたネットワークの形成	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●運行水準の維持・向上とニーズ等に応じた見直し	バス事業者、行政、淡路島観光協会	検討・調整〈可能なものから実施〉					
●高速バスの地域内の拡大	バス事業者、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉					

2-2 市域を超えた移動環境の向上	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●市域を超えた路線の見直し	行政、バス事業者、淡路島観光協会	検討・調整		実施			
●乗り継ぎ等利用しやすい手段の導入	行政、バス事業者	検討・調整〈可能なものから実施〉					

2-3 広域拠点、地域拠点の役割に応じた交通結節機能の充実	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●淡路インターチェンジ、洲本インターチェンジの地域拠点としての整備及び淡路島南パーキングエリアの地域拠点化の検討	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、本州四国連絡高速道路(株)	淡路 IC 検討・調整					
		洲本 IC 検討・調整					
		淡路島南 PA 検討・調整					
●拠点における交通結節機能の向上	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、本州四国連絡高速道路(株)	検討・調整〈可能なものから実施〉					
●乗り換え案内・情報発信機能の統一	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会	検討・調整	実施				
●乗り継ぎ時間の短縮	バス事業者、行政	ダイヤ改定にあわせて随時実施					
●高速舞子バスストップの交通結節機能強化	バス事業者、行政、本州四国連絡高速道路(株)	実施					

目標 3 日常の移動手段の充実（通勤・通学、買物、通院等）

	指標	単位	基準値	目標値 2028 (令和 10)年度
目標値 3	住まいの地域の公共交通が便利だと思う人の割合	%	12 (2022 (令和 4) 年)	12

3-1 公共交通空白地における移動手段の確保	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●公共交通空白地における地域内交通の導入	住民、行政、バス事業者、タクシー事業者、地域の企業や団体	継続実施					

3-2 地域の状況に応じた移動手段の充実	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●地域の需要に応じた移動手段の導入	住民、行政、バス事業者、タクシー事業者、地域の企業や団体	検討・調整〈可能なものから実施〉					
●福祉サービスとの連携	行政、タクシー事業者、福祉事業者	継続実施					

目標 4 非日常の移動手段の充実（観光等）

	指標	単位	基準値	目標値 2028（令和10）年度
目標値 4	レンタカー、カーシェアが導入されている広域拠点数	箇所	3 (2023（令和5）年)	5
目標値 5	空港や新幹線駅からのバス路線の設定状況	路線	6 (2023（令和5）年)	7

4-1 観光に対応した移動手段の充実	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●二次交通の充実	バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、行政、地域の企業や団体	検討・調整〈可能なものから実施〉					

4-2 広域乗換拠点からの交通手段の充実	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●空港等からの交通手段の充実	行政、バス事業者	検討・調整〈可能なものから実施〉					

目標 5 持続可能な地域公共交通の実現

	指標	単位	基準値	目標値 2028（令和10）年度
目標値 6	路線バス・コミュニティバスの収支率	%	29.4 (2022（令和4）年)	29.4

5-1 シームレスな移動サービスの提供、MaaS の推進	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●総合的な地域公共交通情報の発信	行政、バス事業者、船舶事業者、淡路島観光協会、商工団体	継続実施					
●バスの統一的なナンバリング	行政、バス事業者、船舶事業者	検討・調整	実施				
●キャッシュレス化の推進	バス事業者、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉					
●周遊バスの充実や交通モードを超えた乗り継ぎ切符の導入	バス事業者、淡路島観光協会、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉					

5-2 多様な主体の連携による利用を促す取り組みと移動サービスの確保	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●地域公共交通の利用機会の創出	行政、バス事業者、住民、教育機関	継続実施					
●運転手確保のための支援	バス事業者、タクシー事業者、行政	継続実施					

5-3 新技術等を活用した新たな取り組みの推進	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●環境負荷の小さい車両の導入による脱炭素化の推進	バス事業者、タクシー事業者、行政	継続実施					
●新技術や新しい仕組みによる取組の推進	バス事業者、タクシー事業者、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉					

2024（令和6）年3月
淡路島地域公共交通活性化協議会